



# カナダ準州交付金のヌナブット分割による構造変化\*

——前年度倍率による総支出ベース決定と初期値の準州間スイッチ——

中井英雄・齊藤 慎

## 目次

- I. ヌナブット分割と準州交付金
  - II. 2007年度の準州交付金改革：基礎資料から見た制度変化
    1. カナダ連邦・州間財政調整法および規則
      - (1) 第I部の平衡交付金と第I.1部の準州交付金, (2) 準州交付金の法,
      - (3) 準州交付金の規則
    2. 準州交付金の推移
      - (1) 平衡交付金と準州交付金の総額の推移, (2) 総支出ベースと収入額の推移,
      - (3) 準州交付金の配分割合の推移
    3. 「新定式配分07」の算定方法
      - (1) 前年度倍率による総支出ベース, (2) 収入額と3割の留保財源,
      - (3) 天然資源と準州交付金
  - III. モデル化による準州交付金の構造とその変化
    1. 算定式のモデル化
      - (1) 1985～89年度の誕生期：前年度倍率による総支出ベースの収支差方式
      - (2) 1990～2006年度の発展期：課税努力のアメとムチ
      - (3) 2007年度からの成熟期：「新定式配分07」
    2. ヌナブット分割と総支出ベースの準州間スイッチ
      - (1) 総支出ベースの時系列パスと1985年度初期値の下方シフト
      - (2) 1995～98年度の削減期間とその政策的裁量性
      - (3) 1999年度の水準比較とスイッチ確認の推定
    3. 準州の「規模の不経済」と各州並みの収入額
      - (1) 総支出ベースの規模の不経済, (2) 準州ごとの特殊な環境と面積要件,
      - (3) 人口1人当たり税収の都市化による逡増傾向
  - IV. ヌナブット分割による構造変化
    1. 前年度倍率による総支出ベースと収入額の制度変化による期間区分
    2. ヌナブット分割による初期値の準州間スイッチ
    3. 総支出ベースの規模の不経済と収入額の都市化による逡増傾向
- [補論 I.1] 1980年代後半の誕生期：旧定式配分85の算定方式
- (1) 「前年度倍率」方式の総支出ベースと88年度からのシーリング
  - (2) 「財政移転」を含む収入額
  - (3) 最も簡素な算定方式の準州交付金
- [補論 I.2] 1990年代の発展期：自主財源充実へのアメとムチ
- (1) 総支出ベースの人口調整倍率と財政移転

\* ) 本稿の作成にあたって、『算定資料』はカナダ財務省から伊藤書店を通じて提供を受け、法令の検索では近畿大学中央図書館の寺尾隆氏を初めとする職員の方々の協力をえた。また、齊藤仁氏(大阪大学大学院博士後期課程)には、プールやパネル・データの推計チェックをしていただいた。記して感謝の意を表したい。なお、カナダ観光局の日本語 Website では、ヌナブット準州やノースウエスト準州と表記しているが、本稿では、ユーコン(YN: Yukon Territory)、ヌナブット(NT: Nunavut Territory)、そして北西準州(NWT: Northwest Territories)を分割前の総北西準州(GNWT)で区分した。カナダドルは現在、1カナダドルが約1.01225米ドルであるが、本稿では「ドル」で表記している。

- (2) 収入額：課税努力調整係数のムチと経済開発インセンティブのアメ
- (3) 1990年代後半の準州交付金の抑制

[補論 I.3] 2000年代の発展期：ヌナブット分割と移行期間の総額配分

- (1) 総支出ベースの1999年度基準改定, (2) 1999年度の収入額,
- (3) 準州交付金の収支差方式と総額配分

[補論 II] 新定式配分07の成熟期：2007年度の算定方法

- (1) 財源を積上げた総支出ベース, (2) 7税目の代表税制と収入ブロックの収入額,
- (3) 収支差方式の準州交付金

**概要** カナダ準州交付金は第1に、1985年度から収支差方式の財源保障型として、総支出ベースと収入額の差額が交付されてきた。i準州のt年度総支出ベース ( $E_{it}$ ) は、前年度の総支出ベースに前年度倍率 ( $A$ ) をかけた金額であるから、1985年度の初期値 ( $E_{i0}$ ) に前年度倍率の  $t$  乗をかけた金額に等しい [ $E_{it}=A^t \times E_{i0}$ ]。第2に、1999年度に分割されたヌナブットの初期値 ( $E_{30}$ ) は、分割前の最高値である総北西準州の人口1人当たり総支出ベースの水準 ( $E_{20}$ ) を受け継いだ。分割後の北西準州の初期値は、より低いユーコンの水準 ( $E_{10}$ ) に引き下げられ、ユーコンの初期値は、当初から見ると2割カットの水準で推移している。第3に、準州間の1人当たり総支出ベースは、公共サービスを提供するときの「規模の不経済」によって、人口規模が小さく、面積が広い準州ほど、より高く算定されていることが実証できた。このため、ヌナブット分割は、連邦政府の準州交付金によって支えられているのである。

**キーワード** 準州交付金, ヌナブット分割, 総支出ベース, 前年度倍率, 収入額

**原稿受理日** 2012年5月16日

**Abstract** First, the Territorial Formula Financing (TFF) grant has filled the gap between  $i$  the territory's Gross Expenditure Base ( $E_{it}$ ) in  $t$  fiscal year and the Eligible Revenues as a measure for revenue-raising capacity since 1985-86. As the  $E_{it}$  is multiplied by the previous year's amount by the escalator  $A$ , it is equal to the amount multiplied by the initial value  $E_{i0}$  in 1985-86 by the cumulative escalator  $A^t$ , as follows:  $E_{it}=A^t \times E_{i0}$ . Second, the initial value  $E_{30}$  of post-division Nunavut was equal to the highest per capita level  $E_{20}$  of the pre-division Northwest Territories since 1999-00. Then the per capita initial value of the post-division Northwest Territories fell to the lower level  $E_{10}$  of the Yukon Territory and the initial value of Yukon Territory was reduced by 20%. Third, it was confirmed that the per capita  $E_{it}$  as the costs for public services since 1999-00 was higher in the territories with less population and a broader area, due to diseconomies of scale in serving remote or dispersed communities. Thus the division of Nunavut is supported by the TFF of the federal government.

**Key words** Territorial Formula Financing, Division of Nunavut, Gross Expenditure Base, Escalator, Eligible Revenues

## I. ヌナブット分割と準州交付金

地方政府の合併・統合の事例は多いが、大規模な地方政府の分離・独立事例は少なく、カナダ「準州」のヌナブット分割は、興味深い事例である。このヌナブット準州が総北西準州から分離・独立した理由は、経済・財政問題を超えるイヌイット少数民族による自治政府の樹立にあるが、その探求は、もとより本稿の範囲を超えている<sup>(1)</sup>。本稿の主な目的は、準州交付金において「ある地域の分離・独立の要求に応じて、地方政府を分割するとき、中央政府は財政的にどのように対処したか」を探求することにある。

連邦国家において、州の権限は一般に憲法で規定されるが、準州は連邦政府の管轄地で、その権限は1993年6月に成立したヌナブット法のように、連邦法で規定される（岩崎，2002，209頁）。準州の議会は、住民の選挙によるが、首相にあたる行政長官（Commisioner）は連邦政府内閣の任命であり、準州の内閣にあたる行政委員会（Exective Council）は議会の助言を得て行政長官が任命する（北畠，1997，112頁）。

カナダの総北西準州は、1905年にアルバータとサスカチュワン両州が分離したように、一個の完結した行政単位ではなく、「分離していく母体」であった。実際、1898年に分離したユーコン（Yukon Territory）は準州が単数形で表記されているのに対し、ヌナブット分割後も、北西準州（Northwest Territories）は複数形を引き継いでいる。ヌナブット（Nunavut）とは、イヌイット語で「われらが土地」を意味する。1993年6月に成立した土地請求権（land claim）協定法で202km<sup>2</sup>の合意地域の権利を放棄し、89年度に連邦政府から受け取った5.8億ドル（14年間の利子込みで11.5億ドル）のわずかな補償金によりヌナブット信託基金（Trust）を創設した。ヌナブット準州は、その基金で社会資本を整備しながら、1999年度に分離・独立したのである（北畠，1997，107-13頁）。

オーストラリアでは、2特別地域（準州）を他の6州の州間財政調整に参加させて2000年度からGST交付金に移行している（中井他，2010）。これに対し、カナダの準州交付金（TFF：Territorial Formula Financing）は10州の平衡交付金とは異なる制度で、準州はこれに参加していない（中井・齊藤，2011）。

準州交付金の先行研究は、わが国では山崎他（2006，151-152頁）が「わが国の地方交付税交付金のように準州の財政需要と財政力の両方を考慮する財政移転制度」とした程度

(1) 1982年の憲法35条はインディアン、メティス（先住民と欧州との混血）、イヌイットを先住民（First Nations）と規定しているが、ヌナブット分割の経緯とその詳細は、吉田（1996）や北畠（1997）を参照されたい。

である。カナダでは、第1に財務省HP(1998-2011)やTreff = Cook(1995), Treff = Perry(1996-2007), Treff = Ort(2008-2010)が、各年度の準州交付金の算定方法や特徴を紹介している。第2に財務省メモ(Department of Finance, 2002)は、北西準州を事例に、「旧定式配分」の算定方法の特徴を詳細に紹介している。第3に2007年度改革に関連して、専門委員会のオプライエン報告([EPETFF] 2005, 36-43頁, 2006b)が1985年度からの推移を概観している。この委員会に対する意見として、Rayner(2001)やSlack(2005), Zuker = Robinson(2005)がある。特に、Gusen(2005)は準州交付金改革の選択肢を整理し、オーストラリアの州間財政調整との比較を行い、Eglington = Voytilla(2011)は、天然資源開発の効果を論じている。

だが、以上のような多くの先行研究でも、準州交付金の全期間(1985~2011年度)のデータを用いて、時系列と準州間のクロス・セクション分析が十分に行われたとはいえない。このため、本稿では、全期間の『算定資料』(Department of Finance, Canada, 2003a~2010)に基づく「補完的」制度論アプローチとして、算定方法の違いによる期間区分やヌナブット分割による構造変化を検証する<sup>(2)</sup>。

## II. 2007年度の準州交付金改革：基礎資料から見た制度変化

### 1. カナダ連邦・州間財政調整法および規則

#### (1) 第I部の平衡交付金と第I.1部の準州交付金

準州交付金は、各州への平衡交付金(Fiscal Equalization Payments)とともに、2007年度で「新定式配分07」に改革された。これらの交付金は、連邦・州間財政調整法(Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act: 以下, 法)と連邦・州間財政調整規則(Regulations: 以下, 規則)で規定されている。第I部の平衡交付金は、2006年度までは法の4.3節までで改定箇所が規定されていたが、07年度からは法の3節でその全文を規定している。これに伴って、第I.1部の準州交付金は、表1のように2005~06年度に4.4節以降で規定されてきたが、新定式配分07は、4.(1)項以降でより詳細な全文を規定している。

(2) 「補完的」制度論アプローチの目的は、例えば連邦・州間財政調整法の条項の推移を見ることで、準州交付金「改革」のような制度変化による期間区分を確定することにある。同時に、その手法は、本格的な「伝統的」制度論アプローチや公共経済学アプローチで分析する前に、分析期間や分析対象の範囲をあらかじめ設定するにも有用である。ドイツの連邦・州間財政調整に関する「伝統的」制度論アプローチには、議会資料等に基づく伊東(1989)の一連の研究があり、これらを中井・伊東・齊藤(2009)が戦後60年間の財政調整法の推移と『算定資料』によるデータ分析で補完している。オーストラリアの州間財政調整のそれには、大浦(1987)があるが、これらを中井・花井・齊藤(2010)が各州15年間のパネル分析で補完している。

カナダ準州交付金のヌナブット分割による構造変化（中井・齊藤）

表 1 連邦・州間財政調整法の準州交付金の推移

2005年度 法（2005,c.7,s.1） 2005年3月10日	2006年度 法（2006,c.4,s.182） 2006年1月1日	2007年度 法（2007,c.29,s.62）、規則（SOR/2007-303） 2007年6月22日：現行法
第 I 部 平衡交付金：法〈省略〉 第 I.1部 準州交付金：法	第 I 部 平衡交付金：法〈省略〉	第 I 部 平衡交付金：法〈省略〉 第 I.1部 準州交付金：法〔6頁〕 解 釈
4.4 準州交付金 (a)2001～04年度 ： 定式交付金と「補足」定式交付金、 (b)2005年度以降 ： 4.92節の総額配分	4.4 準州交付金	4.(1) 定義：①収入額：財政力×0.7、②財政力：3年平均、③総支出ベース：前年度×人口調整支出倍率、④全国平均税率、⑤人口調整支出倍率、⑥人口調整係数、⑦州・地方支出倍率、⑧収入ベース、⑨収入ブロック、⑩7 税目(a)～(g)、⑪平衡化対象収入、⑫維持補修費の金額、⑬標準税収 4.(2) 総支出ベースの決定 準州定式交付金 (Territorial Formula Financing Payments) 4.1(1) 準州交付金
定式交付金 (Formula Financing Grant)		
4.5 (1) 合意 (Agreement) の定義 4.5 (2) 合意のターム 4.6 (1) 最終算定 4.6 (2) 情報 4.7 2001～03年度の調整		
〈交付金シェア方式〉 4.8 04年度基本定式交付金：(a)YN：4.66億ドル、(b)NWT：6.78億ドル、(c)NT：7.56億ドル		〈新定式配分07〉 (2) 07年度：(a)YN：5.40億ドル、(b)NWT：7.88億ドル、(c)NT：8.93億ドル (3) 次年度以降：(総支出ベース+維持補修費)－収入額
4.8 減額 4.9 「補足」定式交付金 4.91(1) 支払い時期と方法 (2) 過少支払い (3) 過大支払い		一 般 4.2 大臣権限 (a) 総支出ベースの調整 (b) 税収の調整
〈交付金シェア方式〉 4.92(1) 05年度予算：(a)YN：4.87億ドル、(b)NWT：7.14億ドル、(c)NT：7.99億ドル	〈交付金シェア方式〉 4.92 (1.1) 06年度予算：(a)YN：5.06億ドル、(b)NWT：7.39億ドル、(c)NT：8.24億ドル	
(2) 次年度以降：1.035倍 (3) 次年度以降：交付金シェア方式 (4) 06年度支払い時期と方法 (5) 規則 4.93(1) 基金からの支払い (2) 過少支払い (3) 過大支払い	(3) 次年度以降：交付金シェア方式 (4) 支払い時期と方法 4.93(1) 過少支払い (2) 過大支払い 4.94 06年度追加交付金： (a)YN：31万ドル、(b)NT：155万ドル	4.3 算定期間 4.4 過少支払い 4.5 過大支払い 4.6 交付時期と方法 4.7 ユーコン減額
		第 I 部 平衡交付金：規則〈省略〉 第 I.1部 準州交付金：規則〔18頁〕 17. 定義：①ディーゼル・リッター量～⑩YN 自治政府〔6頁〕 17.1 全国平均税率の算定 18. 税目 (Revenue Source)：(a)所得税、(b)法人税、(c)たばこ税、(d)ガソリン税、(e)ディーゼル税、(f)酒税、(g)給与税 19. 収入ベース (Revenue Base)：(a)～(g)〔5頁〕 一 般 20. 平衡化対象収入 (Revenue to Be Equalized) 21. 所得税収入の推定 総支出ベース：人口調整総支出倍率〔6頁〕 22. 算定の正確性、23. 人口調整係数、24. 州・地方支出倍率、25. 調整、26. 再算定、27. 人口、28. 信頼性、29. 算定、30. 再算定、31. 支払い方法

注 1) 省略した平衡交付金の法と規則は、中井・齊藤（2011，32頁）を参照されたい。

注 2) 規則1999では、準州交付金の条項を見つけることができなかった。

出所) Department of Justice, Canada（各年度版）、Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act,

Department of Justice, Canada (2007), Federal-Provincial Fiscal Arrangements Regulations, SOR/2007-303, より筆者作成。

その内容は第1に、準州交付金の「法」が「新定式配分07」の算定マニュアルの役割を果たし、「規則」がその細則を規定している点は、平衡交付金と同じである。第2に、2005と06年度の法は、「総額配分」の交付金シェア方式による金額を示している。このため、2004～06年度は、平衡交付金と同様に改革への移行期間であり、準州交付金も07年度の制度変化で期間区分されることが、あらかじめ設定できる。第3に、総額配分の交付金総額の伸び率も、平衡交付金の総額と同様に、4.92(2)項の1.035倍である。ただし、平衡交付金は、2009年度でも一部改正があったが、準州交付金はこのような改正はないので、法(2007,c.29,s.62)と規則(SOR/2007-303)の全文は、2011年度の現行法と同じである<sup>(3)</sup>。

## (2) 準州交付金の法

2004～06年度の移行期間では、ユーコンは1999年度の準州交付金の協定(Agreement)、北西準州とヌナブットは、98年度の協定を2004年度まで延長するとしている[法(2005,c.7,s.1)4.5(1)項]。ただし、2001～04年度の定式交付金と「補足」定式交付金は、01～03年度の最新データによる調整額や総額配分を上限としている[同法4.4節]<sup>(4)</sup>。その結果、2004年度と05年度は、表1の黒枠のようにそれぞれ同法4.8節と4.92節で、2006年度は、法(2006,c.4,s.182)の4.92節で交付金シェア方式による「法定交付金」(Legislated Grant)が示されている。

これらに対し、新定式配分07では第1に、準州交付金が、わが国の交付税と同様に、総支出ベース(Gross Expenditure Base)と維持補修費(Superannuation Adjustment)の合計から、収入額(Eligible Revenues)を引いた金額としている[法(2007,c.29,s.62)4.1(3)項]。ただし、2007年度だけは、表1の黒枠のように、法定交付金が規定されている[同法4.1(2)項]。

第2に、同法は、表1の「定義」(①～⑬)のように、最初の4.1(1)項で準州交付金に関する13項目の用語を定義している。この定義により、わが国の需要額に相当する「総支出ベース」は、前年度のそれに人口調整支出倍率(Population Adjusted Gross Expenditure Escalator)をかけ、これに維持補修費を加えた金額であることが分かる。

(3) 法(2005,c.7,s.1)は、2005年、7章(chapter)、1節(section)を意味し、法令内の4.2)は4節2項(subsection)であるが、簡略化して4.2)項とした。また、(a)や(b)のparagraphは(a)文や(b)文とした(中井・齊藤、2011、29-33頁)。ただし、カナダ法務省の法令検索サイトでは、準州交付金は、法が2004年度以前、規則が2006年度以前の条項を見つけることができなかった。

(4) オブライエン報告(EPETF、2005、43頁)は、総額配分(New framework)が2005年3月10日に法制化されたとしており、これが法(2005,c.7,s.1)である。なお、2007年度改革に伴って、連邦政府が委嘱した「専門委員会」(Expert Panel [EPETFF, O'Brien Report], 2005)と、各州の連邦評議会が委嘱した「州諮問会議」(Advisory Panel [COF-APFI], 2006)の報告内容については、池上(2010、94-95頁)を参照されたい。

第3に、収入額は2007年度から、「7税目」に関する2年前の3年平均と11税目の「収入ブロック」(Revenue Block)を加えた財政力(fiscal capacity)の70%をかけた金額と定義されているから、30%分が留保財源となる。前者の7税目は、平衡交付金と同様の全国平均税率を用いた代表税制(標準税収:yield)である。これに対し、後者の収入ブロックは、同法4.(1)節の定義⑨(a)文で2006年度の金額が法定され、同(b)文で次年度以降は、前年度の収入ブロックを1.02倍した金額と定義されている。

### (3) 準州交付金の規則

2007年度改革の法(2007,c.29,s.62)では、表1の上段のように「第I部 平衡交付金」の項目を省略しているが、この全文は23頁に及んでいる。これに対し「第I .1部 準州交付金」の全文は、6頁の規定にすぎない。また、税目や平衡化対象収入の詳細を規定した規則(SOR/2007-303)も、表1の下段のように、平衡交付金の全文80頁に比べると、準州交付金のそれは18頁で極端に簡素である。

その理由は、総支出ベースが、わが国の交付税やオーストラリアのGST交付金の需要額(標準支出)のように、行政項目別の「積み上げ算定」(Direct Measurement)ではなく、前年度のそれに人口調整支出倍率をかける「前年度倍率」方式だからである<sup>(5)</sup>。このため、準州交付金の規則は、収入額に関係する税目(Revenue Source)や収入ベースの規定が半分以上を占めている。

## 2. 準州交付金の推移

### (1) 平衡交付金と準州交付金の総額の推移

準州交付金は、1985年度の誕生当初から、総支出ベースと収入額の差額が交付される「収支差方式」(gap-filling formulas)として導入された。前者の総支出ベースは、上述のように人口調整支出倍率という前年度倍率をかけて、算定される。その交付金総額は、表2の合計(A)のように、収入額が大幅に増加しないかぎり、恒常的に増加する。

これに対し、各州の平衡交付金は、2003年度まで中位5州の人口1人当たり平均税収と各州の標準税収との差額が交付される。このため、平衡交付金の総額は、前者の平均税収の増減によって変化する。特に、2000年代の前半の総額は、表2の合計(B)のように、1999年度の107億ドルから2003年度87億ドルに減少している。

---

(5) 積み上げ方式は、Gusen(2005, 20頁)を参照されたい。

表 2 準州交付金の推移：百万ドル

年度	予算と決算の項目	人 口 (人)			ユーコン (48万km <sup>2</sup> )			北西準州 (135万km <sup>2</sup> )			ヌナブット (209万km <sup>2</sup> )			交付金 合計 (A)	平衡交付金 合計 (B)	構成比 (%) A/(A+B)
		ユーコン	北西準州	ヌナブット	合計	総支出 ベース	収入額	交付金	総支出 ベース	収入額	交付金	総支出 ベース	収入額			
1985	『算定資料』	24,600	55,000		79,600	214	63	151	601	147	454			606	5,143	10.5
1986	『算定資料』	24,800	55,400		80,200	229	68	161	645	137	508			669	5,775	10.4
1987	『算定資料』	26,000	55,700		81,700	244	74	170	715	155	560			730	6,605	10.0
1988	『算定資料』	26,900	56,300		83,200	260	78	182	815	170	645			827	7,267	10.2
1989	『算定資料』	27,400	57,500		84,900	282	89	193	888	185	704			887	7,808	10.3
1990	『算定資料』	28,000	59,400		87,400	311	97	214	965	217	748			962	8,002	10.7
1991	『算定資料』	29,149	61,304		90,453	326	103	223	1,011	230	782			1,005	7,675	11.6
1992	『算定資料』	30,286	62,508		92,794	363	108	255	1,047	225	821			1,076	7,784	12.1
1993	決算	30,514	63,429		93,943	395	108	289	1,087	225	861			1,150	7,756	12.9
1994	決算	29,794	64,818		94,612	405	117	289	1,123	231	892			1,181	8,543	12.1
1995	決算	30,487	66,022		96,509	395	—	291	1,129	—	906			1,197	8,801	12.0
1996	決算	31,400	66,771		98,171	384	95	289	1,102	195	908			1,197	8,789	12.0
1997	決算	31,607	67,478		99,085	395	88	307	1,105	184	921			1,228	9,668	11.3
1998	予算：1998年10月	32,407	68,378		100,785	—	—	290	—	—	847			1,137	—	—
1998	決算					397	87	310	1,109	173	935			1,245	9,579	11.5
1999	予算：1999年2月	30,777	40,654	26,822	98,253			300			500			490	1,290	
	決算							319			493			520	1,332	
2000	算定交付金：03年10月 final	30,421	40,499	27,500	98,420	406	87	311	650	157	535	591	71	520	1,332	10,717
	決算							311			535			520	1,333	
	算定交付金：04年4月 final							336			310			566	1,404	
	決算							336	678	367	310	640	74	566	1,212	10,861
2001	算定交付金：04年4月 final					424	84	336			310			566	1,212	10,00
	決算							323			547			566	1,436	
	算定交付金：05年2月 final	30,129	40,822	28,121	99,072	437	78	359	706	160	546	682	69	613	1,518	10,310
	決算							359			546			613	1,518	12.8
2002	算定交付金：05年2月 final							346			510			611	1,467	
	決算	30,137	41,489	28,739	100,365	452	78	372			588			656	1,616	8,859
	算定交付金：05年10月 final							374	741	149	591	727	68	659	1,624	
	決算							409			581			664	1,654	
2003	算定交付金：05年10月 final	30,577	42,240	29,165	101,982	452	78	374	741	149	591	727	68	659	1,624	
	決算							409			581			664	1,654	8,690
	算定交付金：06年3月					515	76	439	780	129	651	769	72	697	1,786	16.8
	決算							439			651			697	1,786	
2004	算定交付金：06年3月	30,856	42,851	29,673	103,380			445			633			722	1,800	
	決算							466			678			756	1,900	15.0
	構成比 (%)					533	81	451	818	160	557	808	76	39.8	100.0	
2005	算定交付金：06年3月	30,988	42,982	29,992	103,962	533	81	451	818	160	557	808	76	39.8	100.0	
	決算							487			714			799	2,000	
	算定交付金：(2005.c.7.s.1)4.92(1)項							24.4			35.7			39.9	100.0	
	決算							501			737			821	2,059	15.9
	算定交付金：Legislated Grant					557	92	465	860	181	678	852	86	765	1,909	
2006	算定交付金：06年3月	31,088	43,586	30,170	104,844	557	92	465	860	181	678	852	86	765	1,909	
	決算							506			739			825	2,070	
	算定交付金：(2006.c.4.s.182) 186節							24.4			35.7			39.9	100.0	
	決算							530			775			2	2	
	算定交付金：06年5月							517			757			844	2,118	
	決算							487	900	173	727	893	88	804	2,018	11,282
	算定交付金：06年3月					580	93	487	900	173	727	893	88	804	2,018	15.8
	決算							540			788			893	2,221	
2007	算定交付金：(2007.c.29.s.62)4.8(1)項	32,276	43,198	30,799	106,273			544			843			893	2,280	12,925
	決算							540			788	996	103	893	2,221	15.0
	算定交付金：10年12月					637	97	540	988	200	788			893	2,221	
	決算							564			805			944	2,313	14.7
2008	算定交付金：07年12月	32,569	43,545	31,272	107,386	671	107	564	1,036	231	805	1,055	111	944	2,313	13,462
	決算							612			864			944	2,313	
2009	算定交付金：07年12月	33,116	43,699	31,595	108,410	727	115	612	1,106	242	864	1,138	116	1,022	2,498	14,185
	決算							653			920			1,091	2,664	15.0
2010	算定交付金：08年12月	33,652	43,673	32,194	109,519	773	119	653	1,163	244	920	1,211	121	1,091	2,664	14,372
	決算							705			996			1,175	2,876	15.6
2011	算定交付金：09年12月	34,525	43,759	33,220	111,504	826	121	705	1,232	235	996	1,298	123	1,175	2,876	16.4
	決算							705			996			1,175	2,876	

注 1) 1985～98年度は、総北西準州の人口と準州交付金である。

注 2) 1995年度は、5年ごとの算定替えの初年度で、収入額の金額が『算定資料』で示されていない。

注 3) 平衡交付金は、最終算定の決算確定値であるが、1993年度以降はカナダ財務省 HP の決算数値である。

出所) 1985～98年度の『算定資料』: Department of Finance, Canada, (2003a), *Formula Financing Quarterly*,

カナダ財務省 HP: Department of Finance, Canada, (2006, 2011), *Federal Transfer to Provinces and Territories*, より筆者作成。

準州交付金の総額の割合は、表2の平衡交付金との合計に占める構成比が示すように、1980年代後半の10%程度でスタートした。その構成比は2000年代前半に、平衡交付金の総額が削減されたため、15%台に急上昇した。この割合は、2004～06年度の総額配分による移行期間でも維持されたため、「新定式配分07」以降でも、15%前後で成熟期に入っている。

## (2) 総支出ベースと収入額の推移

準州全体の総人口は1985年度当初の8万人から、2011年度11万人に増加し、プリンス・エドワード・アイランド（PE）州の14万人に近づいてきている。ただし、ヌナブットは、1999年度に総北西準州（GNWT）から分離・独立して北西準州（NWT）とに分割され、この10年間で20%以上と3準州のなかで最も高い人口の伸びを示している。

ユーコンの総支出ベースは、表2のように2011年度8.26億ドルで、1985年度2.14億ドルに比べ、25年間で3.9倍に伸びているが、収入額は2倍弱にすぎない。また、ヌナブットが仮に分割されなかったとした場合、北西準州と合計した総支出ベースは、25.3億ドルとなり、1985年度総北西準州6.01億ドルの4.2倍に対し、合計した収入額はこの間2.4倍にすぎない。収支差方式の準州交付金の総額は、総支出ベースに対して収入額の伸びが低いため、拡大基調にある。

準州間で比較すると、北西準州の総支出ベースと収入額がともに、3準州のなかで最も高く、特に収入額は他の準州の2倍近くになっている。ただし、「新定式配分07」からは、ヌナブットの総支出ベースが、北西準州の2007年度9.88億ドルに対し、9.96億ドルと最も高く算定されるようになった。

## (3) 準州交付金の配分割合の推移

準州間の交付金の配分割合は、ヌナブットの収入額が北西準州の半分であるため、交付金が最も高くなっている。他方、ユーコンは、収入額がヌナブットとほぼ同じ水準にあるが、総支出ベースがその3分の2であるため、交付金が最も低くなっている。

2004～06年度の移行期間では、交付金総額が平衡交付金と同様に、それぞれ19億ドル、20億ドル、20.7億ドル（前年度の3.5%伸び）と法律で規定された。平衡交付金の総額配分方法は、財政力方式の3年平均と交付金シェア方式のそれを50%ずつとする「中間方式」が用いられた〔中井・齊藤、2011、45-49頁〕。各準州への総額配分の方法は、そのような複雑なものではなく、ほぼ2003年度決算に応じて、表2の構成比が示すようにユーコン、

北西準州，ヌナブットのそれぞれ24.4%，35.7%，39.9%で配分されたと考えられる<sup>6)</sup>。

ただし，例えば1999年度準州交付金の予算は，表2のように，99年2月に発表されるが，その決算は，4年後の2003年10月の最終算定（final）で確定している。このような予算と決算のタイムラグや数値の変更は，新定式配分07による2008年度以降では，準州交付金の予算と決算が一致しており，平衡交付金と同様に1回だけの算定に簡素化されている。

### 3. 「新定式配分07」の算定方法

#### (1) 前年度倍率による総支出ベース

平衡交付金の税源調整型に対し，準州交付金は，わが国の交付税と同様に，財源保障型の「収支差方式」で算定される。支出ニーズの需要額（標準支出）は，上述したように代理変数として「総支出ベース」を用い，財政力を表す収入額は，全国平均税率を用いた代表的税制（標準税収）の7割であり，両者の差額が準州交付金となる。

総支出ベースは表3〔（ ）内は行番号〕の第Ⅱステップのように，現年度の総支出ベースと維持補修費の合計である。ただし，現年度の総支出ベースは，前年度ベースに「前年度倍率」（Escalator）をかけた金額である。例えば，2011年度のユーコンの場合，現年度ベースは，前年度の7.59億ドル(4)と，ユーコンだけを対象とした分与税調整5.9万ドル(5)の合計に，「人口調整支出倍率」という前年度倍率1.06709(3)をかけた8.10億ドル(6)である。これに現年度の維持補修費0.15億ドル(8)を加えた金額が，需要額の総支出ベース8.25億ドル(9)となる。

ユーコンの人口調整支出倍率は，表3の第Ⅰステップの網掛けのように，3準州共通の「州・地方支出倍率」1.06451(1)に，各州ごとの「人口調整係数」（Factor）1.00242(2)をかけて1.06709(3)となる。これに対し，北西準州は，カナダ全体に比べて人口の伸び率が低かったため，0.99218(2)と，1を下回っている。わが国の需要額は，規模の不経済を考慮した段階補正によって，人口が減少すれば1人当たり金額が高く算定される。だが，人口調整係数は，人口が増えると総支出ベースが高くなるように算定されるので，わが国の人口急増補正に相当している。

#### (2) 収入額と3割の留保財源

準州の収入額は，表3の第Ⅲステップのように，税収規模で上位7税目の標準税収と，

---

(6) カナダ財務省の担当官によれば，準州交付金の総額配分方式は，「平衡交付金の中間方式のような算定資料はない」としている。

表3 準州交付金の算定方式 (2008~10年度): ドル

準 州	ユーコン				北西準州				ヌナブット			
	2008	2009	2010	2011	2008	2009	2010	2011	2008	2009	2010	2011
Ⅰ. 総支出の補正係数												
1 州・地方支出倍率	1.05171	1.06247	1.05826	1.06451	1.05171	1.06247	1.05826	1.06451	1.05171	1.06247	1.05826	1.06451
2 人口調整係数	0.99679	1.00141	1.00200	1.00242	0.99133	0.99170	0.99150	0.99218	1.00374	1.00512	1.00295	1.00327
3 人口調整支出倍率	1.04833	1.06397	1.06038	1.06709	1.04259	1.05365	1.04926	1.05619	1.05564	1.06791	1.06138	1.06799
Ⅱ. 総支出ベース: 標準支出												
4 前年度ベース	625,710,954	668,065,526	713,415,344	759,381,779	973,117,197	1,026,982,052	1,086,105,085	1,144,634,541	986,743,163	1,051,993,071	1,127,794,367	1,202,120,450
5 分与税調整	22,925	53,486	53,486	59,281								
6 現年度ベース: [(4)+(5)]×(3)	655,951,564	710,801,678	756,491,362	810,391,960	1,014,562,259	1,082,079,639	1,139,606,622	1,208,951,555	1,041,645,553	1,123,433,920	1,197,018,385	1,283,852,619
7 前年度維持補修費	12,942,832	14,639,281	16,157,387	16,074,272	18,851,894	21,637,611	24,025,788	23,798,551	12,359,334	13,388,827	14,388,905	14,333,877
8 現年度維持補修費	14,639,281	16,157,387	16,074,272	15,409,551	21,637,611	24,025,788	23,798,551	22,597,161	13,388,827	14,388,905	14,333,877	14,467,064
9 総支出ベース: (6)+(8)	670,613,770	727,012,551	772,624,914	825,801,511	1,036,199,870	1,106,105,427	1,163,405,173	1,231,548,716	1,055,034,380	1,137,822,825	1,211,352,262	1,298,319,682
Ⅲ. 収入額: 2年前3年平均 〈7税目の代表的税制: 標準税収〉												
10 所得税	52,990,667	60,071,667	65,670,333	66,197,333	110,291,000	115,699,000	117,170,333	115,661,000	43,430,333	46,510,667	49,730,333	50,444,667
11 法人税	9,027,667	11,777,000	9,294,333	8,664,333	65,210,333	70,164,000	65,744,667	52,726,000	6,247,333	7,080,333	8,255,667	7,490,000
12 たばこ税	6,683,333	7,288,000	7,621,333	7,810,333	8,975,000	9,338,333	9,621,333	9,483,000	7,475,000	7,814,667	8,172,667	8,283,000
13 ガソリン税	8,748,000	8,705,000	8,945,667	9,195,333	6,475,333	6,504,667	6,723,000	6,657,667	2,836,000	3,340,667	3,368,667	4,023,667
14 ディーゼル税	4,093,667	4,107,333	4,238,667	4,337,333	3,159,667	3,685,333	3,575,000	3,312,000	68,667	86,000	85,667	115,333
15 酒税	7,756,667	8,079,000	8,366,333	8,678,667	8,764,667	8,896,333	9,203,000	9,649,667	688,000	736,667	819,000	851,667
16 給与税	6,226,333	6,700,667	7,527,333	7,932,667	15,729,667	17,226,333	19,463,667	20,074,000	4,856,333	5,002,667	5,435,667	5,961,667
17 標準税収の合計: (10)+…+(16)	95,526,333	106,728,667	111,664,000	112,816,000	218,605,667	231,514,000	231,501,000	217,563,333	65,601,667	70,571,667	75,867,667	77,170,000
18 標準税収の収入額: (17)×70%	66,868,433	74,710,067	78,164,800	78,971,200	153,023,967	162,059,800	162,050,700	152,294,333	45,921,167	49,400,167	53,107,367	54,019,000
19 収入ブロック: 前年度分×1.02	56,733,887	57,868,565	59,025,936	60,206,455	111,883,000	114,120,660	116,403,073	118,731,134	92,948,060	94,807,022	96,703,162	98,637,225
20 収入ブロックの収入額: (19)×70%	39,713,721	40,507,996	41,318,155	42,144,519	78,318,100	79,884,462	81,482,151	83,111,794	65,063,642	66,364,915	67,692,213	69,046,058
21 収入額: (18)+(20)	106,582,154	115,218,062	119,482,955	121,115,719	231,342,066	241,944,262	243,532,851	235,406,127	110,984,809	115,765,082	120,799,580	123,065,058
Ⅳ. 準州交付金												
22 相殺前の準州交付金: (9)-(21)	564,031,616	611,794,489	653,141,959	704,685,792	804,857,804	864,161,166	919,872,322	996,142,589	944,049,571	1,022,057,743	1,090,552,682	1,175,254,625
23 ユーコン石油・ガス収入相殺	0	-87,000	0	0								
24 準州交付金: (22)-(23)	564,031,616	611,707,489	653,141,959	704,685,792	804,857,804	864,161,166	919,872,322	996,142,589	944,049,571	1,022,057,743	1,090,552,682	1,175,254,625

出所『算定資料』: Department of Finance, Canada, (2007, 2008, 2009), *Territorial Formula Financing*, S表1より作成。

それ以外の収入ブロックの2つの要素で構成されている。準州の上位7税目は、(a)所得税、(b)法人税、(c)たばこ税、(d)ガソリン税、(e)ディーゼル税、(f)酒税、(g)給与税であるが、全国平均税率を適用した代表的税制（標準税収）の「2年前3年平均」である。

これに対し、収入ブロックは、(a)資本税、(b)売上税等、(c)自家用車免許税、(d)営業用車免許税、(e)病院・医療保険料、(f)保険料収入、(g)州・地方財産税、(h)宝くじ収入、(i)その他ギャンブル税、(j)その他州・地方税、(k)優先株分与税（preferred share dividends）の11税目に及ぶ。だが、収入ブロックは、11税目ごとの標準税収を算定するのではなく、表3の(9)のように、2006年度の総額を年率2%（1.02倍）で伸ばした金額である（補論IIを参照）。

準州の収入額は2007年度、税源涵養のために「経済開発インセンティブ」という留保財源率を3割に引き上げている。このため、上位7税目の標準税収と収入ブロックのそれぞれに70%をかけて合計し、ユーコンのそれは、2011年度1.21億ドル<sup>(2)</sup>となる。

### (3) 天然資源と準州交付金

以上のように、収入額は、準州が収入を確保しやすいように、原則として天然資源を算入していない。ただし、ユーコンの石油・ガス収入はその特例として、準州交付金の減額相殺制度があり、表3の(3)のように2009年度8.7万ドルが減額されている。2011年度では、減額の適用がなく、総支出ベースと収入額の差額<sup>(2)</sup>7.04億ドル（=8.25-1.21）が準州交付金の金額と算定される。このように、準州交付金の「新定式配分07」は、財源保障型ではあるが、エクセルファイルで24行の簡素な算定方式である。

## Ⅲ. モデル化による準州交付金の構造とその変化

### 1. 算定式のモデル化

#### (1) 1985～89年度の誕生期：前年度倍率による総支出ベースの収支差方式

準州交付金は1985年度、表4のように総支出ベース（需要額）と収入額の差額を補填する財源保障型の収支差方式として導入された。ただし、総支出ベース（ $E$ ）とは、上述のように行政項目別の需要額を積み上げたものではなく、(1)式のように前年度のそれ（ $E_{-1}$ ）に一定の倍率をかけた「前年度倍率」方式で決定される。この一定の倍率が、州・地方支出倍率（ $A$ : Escalator）であり、州・地方支出の「前年度倍率」の2年前3年平均である。総支出ベースは、それに移転プログラム（ $S_E$ ）を加え、 $(A \times E_{-1} + S_E)$ として表すことがで

表4 準州交付金の制度変化と算定式のモデル化

年度	誕生期（1985～89）	発展期（1990～2006）	成熟期（2007～）
[配分方式] 総額決定	[[旧定式配分85] OE	[[旧定式配分90, 95, 99] OE：CE（2004～06）	[[新定式配分07] OE
需要額	総支出ベース （82年度基準）	総支出ベース （87, 92年度基準）	総支出ベース （06年度収入面の積上げ）
[前年度倍率]	min（州・地方支出倍率, GDP シーリング倍率）	min（州・地方支出倍率, GDP シーリング倍率） 人口調整支出倍率	州・地方支出倍率 — 人口調整支出倍率
[加算と減算]	移転プログラム	移転プログラム 経済開発インセンティブ	維持補修費 —
収入額	現金移転 所得税・法人税	現金移転 自主財源（単年度）	— 7税目（3年平均）と 収入ブロック
[課税努力の ムチとアメ]		キャッチアップ係数 キープアップ係数 経済開発インセンティブ： 20%	— — 経済開発インセンティ ブ：30%
[算定式]	$G_{85} = (A \times E_{-1} + S_E) - (S_T + T)$	$G_{95} = (\min(A, g) \times p \times E_{-1} + S_E - c \times k \times T \times 0.2) - (S_T + c \times k \times T \times 0.8)$	$G_{11} = (A \times p \times E_{-1} + S_{U11}) - (T_{07-09}^{7} + T_{-1}^{11} \times 1.02) \times 0.7$

注1) CE と OE は財政調整のクローズド・エンド型とオープン・エンド型。2004～06年度は移行期間で、それぞれ19, 20, 20.7億ドルの交付金シェアによる総額配分である。

注2)  $G_{85}$ ,  $G_{95}$ ,  $G_{11}$ : 1985, 95, 2011年度の準州交付金,  $A$ : 州・地方支出の前年度倍率,  $E_{-1}$ : 前年度の総支出ベース,  $S_E$ : 移転プログラム,  $S_T$ : 現金移転,  $T$ : 自主財源,  $p$ : 人口調整係数,  $c$ : キャッチアップ係数,  $k$ : キープアップ係数,  $S_{U11}$ : 2011年度の維持補修費,  $T_{07-09}^{7}$ : 2007-09年度7税目の3年平均,  $T_{-1}^{11}$ : 前年度11税目の収入ブロック。

注3) なお, The Department of Finance, Nunavut, the Northwest Territories, Yukon (2005)の補論A.5が, 2004年度までの制度変化の年表を作成している。

出所) 筆者作成。

きる。

他方, 収入額は, 自主財源 ( $T$ : 1985～89年度では所得税と法人税の合計) の他に, 現金移転 ( $S_T$ ) を加えたものである。この現金移転の金額は, ユーコンと総北西準州とともに, 1985～89年度では自主財源を上回っている。1980年代後半の算定方式は, 『算定資料』のS表の算定ステップが17行にすぎず, 準州交付金 ( $G_{85}$ ) の制度変化のなかでも, 以下の(1)式のように「誕生期」として最も簡素と言えよう。

$$G_{85} = (A \times E_{-1} + S_E) - (S_T + T) \quad (1)$$

ただし, 1988年度には, 総支出ベースの伸び率に上限 (ceiling) を設けるため, 「GDP

シーリング倍率」(g)を導入し、州・地方支出倍率とのどちらか小さい方を「総支出倍率」 $[\min(A,g)]$ として選択されるようになった。だが、総支出倍率にGDPシーリング倍率が実際に適用されたのは、ユーコンと総北西準州でともに1990～93年度の4年間だけで、これら以外の年度の総支出倍率は、州・地方支出倍率が用いられている。このため、「新定式配分07」では、GDPシーリング倍率が廃止されたのである〔付論I.1を参照〕。

(2) 1990～2006年度の発展期：課税努力のアメとムチ

準州交付金の算定は、5年ごとに見直される。総支出ベースの前年度倍率は1990年度から、総支出倍率に人口調整係数(p)が加わり、(2)式のように、これと総支出倍率をかけた「人口調整支出倍率」を伸び率として用いるようになった。人口調整係数とは、「カナダ全人口の成長率に対する準州人口成長率の割合の3年平均であり、この調整は、州・地方支出倍率では捉えられない人口成長率の格差を保障するために導入された(財務省メモ, 2002)。

$$G_{90} = (\min(A,g) \times p \times E_{-1} + S_E) - (S_T + c \times k \times T) \quad (2)$$

他方、1990年度の収入額は、第1に現金移転( $S_T$ )が3分の1に削減され、これに代わって税源が移譲された。実際、1989年度までの自主財源(T)は、所得税と法人税の2税目だけで、ユーコンと総北西準州のそれは、それぞれ0.33億ドルと0.72億ドルに過ぎなかったが、90年度では0.59億ドルと1.59億ドルと2倍近くに増加している。

ところが、準州に税源移譲しても特定の税目を課税しなかったり、極端に低い税率をかけたため、「課税努力係数」がムチとして導入されることになった。この課税努力係数は、全国平均税率へ近づけるキャッチアップ係数(c)と、「各州」の標準税収の対前年度伸び率を努力目標とするキープアップ係数(k)とをかけたものである。この積は、「課税努力調整係数」( $=c \times k$ )とされ、これが1を上回るかぎり、収入額は実際税収よりも高く査定され、課税努力を促す「ムチ」の役割を果たすことになる。

これらの「ムチ」に対し、1995年度から留保財源を意味する「経済開発インセンティブ」の控除が課税努力の「アメ」として導入された。経済開発インセンティブは、自主財源と連邦イニシアティブの20%を収入額から控除するものである。

$$G_{95} = (\min(A,g) \times p \times E_{-1} + S_E - c \times k \times T \times 0.2) - (S_T + c \times k \times T \times 0.8) \quad (3)$$

特に注意すべき点は、これに伴って、総支出ベースの算定でも、ほぼ同額の経済開発インセンティブ-0.162億ドル（ $=c \times k \times T \times 0.2$ ）が控除されることである（補論 I.2を参照）。

(3) 2007年度からの成熟期：「新定式配分07」

2007年度からの「新定式配分07」は、1999～2003年度までの旧定式配分と、制度の「非連続性」が生じている<sup>(7)</sup>。

第1に、2007年度の総支出ベースは、旧定式配分のような前年度の州・地方支出（ $E_{-1}$ ）ではなく、前年度の収入面を積み上げたものである（補論 IIを参照）。だが、2008年度以降の総支出ベースは、表3で示したように、前年度のそれに人口調整支出倍率をかけたものである。

第2に、例えば2011年度の7税目の代表税制（標準税収）は、「2年前」の2007～09年度の3年平均（ $T_{07-09}^7$ ）であり、11税目の収入ブロックは、前年度のそれ（ $T_{-1}^{11}$ ）を1.02倍した金額である。収入額は、3割に引き上げられた経済開発インセンティブの留保財源がそれらの自主財源から控除される [法（2007,c.29,s.62）4.(1)項の「収入ブロック」(a)文]。

第3に、準州交付金は、従来と同じ収支差方式で、2007年度以降も、総支出ベースと収入額の差額が交付される。2008年度以降は、07年度の人口調整後の総支出ベースと現年度の維持補修費を加えた金額（ $=A \times p \times E_{-1} + S_U$ ）から、上記の収入額を引いた金額となる。したがって、2011年度の準州交付金（ $G_{11}$ ）は、以下のように簡単に表すことができる。

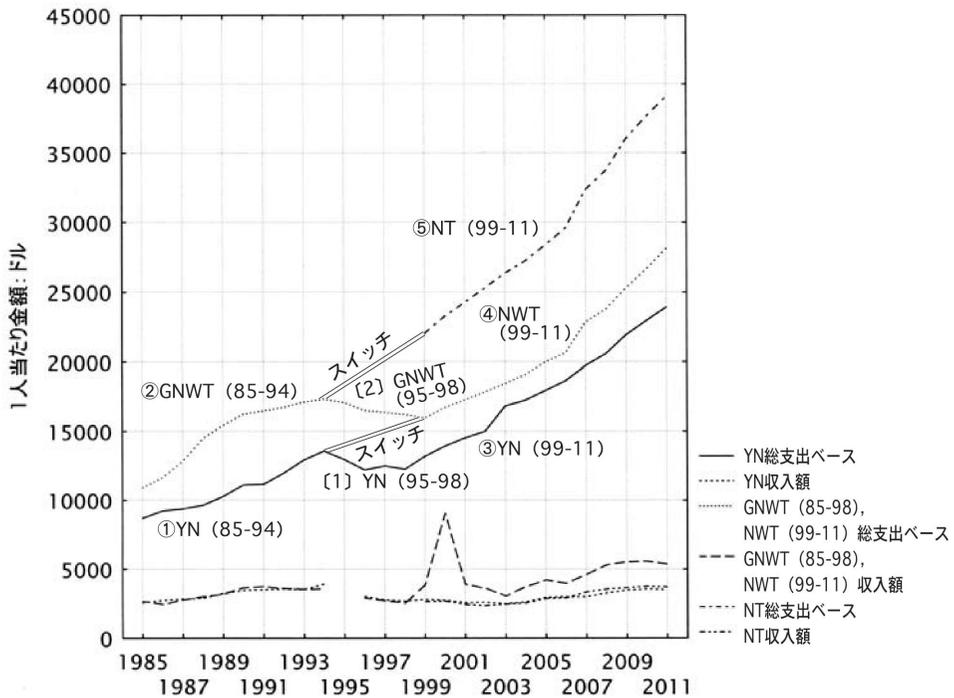
$$G_{11} = (A \times p \times E_{-1} + S_U) - (T_{07-09}^7 + T_{-1}^{11} \times 1.02) \times 0.7 \quad (4)$$

2. ヌナブット分割と総支出ベースの準州間スイッチ

(1) 総支出ベースの時系列パスと1985年度初期値の下方シフト

総支出ベースは、人口調整係数（ $p$ ）がほぼ1倍であるから、各準州で共通の州・地方支出の「前年度倍率」がその太宗を決定する。この数値は、州・地方支出の各年度倍率の2年前3年平均で、年度ごとで異なるが、ここでは同じ値の $A$ 倍と仮定しよう。このとき、 $t$ 年度の $i$ 準州1人当たり総支出ベース（ $E_{it}$ ）は、人口調整係数を1倍と仮定すれば、前年度の $A$ 倍であるから、(5-1)式のように1985年度の初期値（ $E_{i0}$ ）に前年倍率（ $A$ ）の $t$ 乗をかけた金額に単純化できる。この人口1人当たり総支出ベースの指数関数は、両辺の対

(7) 2004～06年度の移行期間は『算定資料』によって定式交付金が算定されているが、総額配分である。



注) 1995年度の収入額は算定されていない。  
 出所 『算定資料』(各年度版)より作成。

図1 人口1人当たり総支出ベースと収入額の推移

数をとれば、(i)前年度倍率 ( $\log A$ ) と(ii)85年度初期値 ( $\log E_{i0}$ ) による線形の推定式 (5-2) で表され、各準州の時系列的な推移 (以下、時系列パス) が説明できる。

$$E_{it} = A \times E_{-1} = A^t \times E_{i0} \tag{5-1}$$

$$\log E_{it} = (\log A) \times t + \log E_{i0} \tag{5-2}$$

各準州の1人当たり総支出ベースは、図1のように、ユーコン (YN) と総北西準州 (GNWT) が1995~98年度の期間で減少しているから、この間の時系列パスをそれぞれ [1] YN (95-98), [2] GNWT (95-98) としよう。この期間を除く1985-94年度と1999-2011年度は、すべての準州で1以上の前年度倍率であるが、1999年度からは、GNWT が北西準州 (NWT) とヌナブット (NT) に分割されている。これらの期間は、1985-94年度の①YN (85-94), ②GNWT (85-94), 1999-2011年度の③YN (99-11), ④NWT (99-11), ⑤NT

(99-11) の 5 つの時系列パスに区分できる。

これらの時系列パスごとに、対数変換された 1 人当たり総支出ベース ( $\log E_{it}$ ) は、(5-2) 式に基づいて 1985 年度を 0, 86 年度を 1 とするタイムトレンド ( $t$ ) で説明すると、表 5 のような推定結果が得られた。

1 人当たり総支出ベースの伸び率がプラスの期間では、タイムトレンドの係数がどの時系列パスでも、0.021 (=logA) 前後であり、これは約 5% ( $1.05=10^{0.021}$ ) の伸び率を示している。他方、各時系列パスの違いは、定数項 ( $\log E_{i0}$ ) で表され、これは 1985 年度の初期値の違いを意味している。

第 1 に、①YN (85-94) の初期値は、8,712 ドルの実績に対し、8,578 ドル ( $=10^{3.9334}$ ) と推定され、-2.7% の誤差にすぎない。ところが、③YN (99-11) の 85 年度初期値は、6,605 ドル ( $=10^{3.8199}$ ) と推定され、実績よりも約 2,000 ドル引き下げられ、「下方シフト」している。

第 2 に、②GNWT (85-94) の初期値は、10,928 ドルの実績に対し、11,066 ドル ( $=10^{4.0666}$ ) と 1.3% の誤差にすぎない。分割後の④NWT (99-11) の 85 年度初期値は、①YN (85-94) のそれと同様に、8,013 ドル ( $=10^{3.9038}$ ) で、②GNWT (85-94) の初期値実績よりも、約 3,000 ドル「下方シフト」している。

第 3 に、⑤NT (99-11) が、仮に 85 年度初期値をもつとすれば、11,106 ドル ( $=10^{4.04557}$ ) と推定された。これは②GNWT (85-94) の初期値実績 10,928 ドルに対し 1.6% の差で、ほ

表 5 各準州の総支出ベース ( $E_{it}$ ) の前年度倍率と 1985 年度初期値 ( $E_{i0}$ ) の推計

$\log E_{it}$	$t$ [85年度: 0]	$\log E_{i0}$	adjR <sup>2</sup>	前年度倍率/[ $E_{i0}$ : 実績/推計]
①YN <1985-94>	0.02130 (20.4)	3.9334 (704.3)	0.9787 N=10	1.0502倍 [8,712/8,578ドル]
②GNWT <1985-94>	0.02269 (7.92)	4.0666 (265.9)	0.8728 N=10	1.05036倍 [10,928/11,066ドル]
[1] YN <1994-98>	-0.01042 (-2.85)	4.2181 (104.1)	0.6405 N=5	0.9763倍 [推計: 16,522ドル]
[2] GNWT <1994-99>	-0.00712 (-8.64)	4.3015 (449.1)	0.9365 N=6	0.9837倍 [推計: 20,021ドル]
③YN <1999-2011>	0.02163 (41.9)	3.8199 (363.6)	0.9932 N=13	1.0510倍 [8,712/6,605ドル]
④NWT <1999-2011>	0.02056 (24.6)	3.9038 (229.9)	0.9806 N=13	1.0443倍 [10,928/8,013ドル]
⑤NT <1999-2011>	0.02095 (37.9)	4.0455 (359.3)	0.9917 N=13	1.0494倍 [10,928/11,106ドル]

注) ④NWT と⑤NT の実績は、②GNWT の実績である。  
出所) 筆者作成。

ば一致する。また、分割後の④NWT (99-11) の85年度初期値8,012ドル (=10<sup>3.9038</sup>) は、①YN (85-94) の初期値実績8,712ドルと8%の差にすぎない。したがって、⑤NT (99-11) と分割後の④NWT (99-11) の時系列パスは、それぞれ②GNWT (85-94) と①YN (85-94) のそれを受け継いで図1の二重線のように「スイッチ」した可能性がある。

## (2) 1995～98年度の削減期間とその政策的裁量性

1人当たり総支出ベースの削減期間では、表5のように、[1] YN (95-98) が1994～98年度の5年分、[2] GNWT (95-98) が1994～99年度の6年分で推定すると、タイムトレンドの変数 ( $t$ ) の係数 ( $\log A$ ) が、それぞれ-0.01042、-0.00712で統計的にも有意なマイナス符号となっている。この間の前年度倍率は1を下回り、-2%前後の伸び率となっている。

このようなユーコンと総北西準州の下方シフト要因は、第1に前年度倍率(3年平均)が、1985～94年度の平均伸び率5.1%から、1995～98年度で平均0.686%伸びに低下したからである。実際、前年度倍率のデータに用いられる州・地方支出の伸び率は、カナダ政府全体の行政改革を通じて、1993年度-1.569%、96年度-1.418%とマイナスを記録し、95年度と97年度もほぼゼロの伸び率となっている。この下方シフト要因は、総支出ベースが前年度倍率を用いて算定されるという仕組みの問題で、政策的裁量性はない<sup>(8)</sup>。

これに対する政策的要因は、第2に1995年度に導入された経済開発インセンティブがあげられる。これは、課税努力を促進するためで、総支出ベースの下方シフトを政策目的としたものではない。だが、収入額の20%が経済開発インセンティブの留保財源として控除される時、日本の交付税と同様に、その留保財源分が総支出ベースから控除されている。この要因は、算定上の仕組みと政策的裁量性の両面を兼ね備えている。

第3に、1996年度以降は、5%の予算カットが導入され、これは明らかに下方シフトの政策的要因である。これら3つの要因により、ユーコンと総北西準州の1人当たり総支出ベースの時系列パスは、1995～98年度の削減期間で下方シフトしたのである。

(8) 前年度倍率(3年平均)は、カナダ統計局の「州・地方支出」データに基づくが、このデータは速報や新版ごとに統計数値が過去に遡って改訂される。このため、1994年度までは、最新データの伸び率を用いているが、1995～98年度では、「1998年度までの協定」(Agreement to 1998-99)によるカナダ統計局のデータが用いられている。また、1999年度からは、カナダ統計局の「州・地方支出」の算定が改訂されたため、「1999年度からの協定」(Agreement from 1999-2000)のデータが2004年度までの前年度倍率に用いられている。2005～06年度は、会議事務局(Conference Board of Canada)の速報値に基づくが、2008年度以降は、07年度改革で2年タイムラグのデータに基づくことになったため、カナダ統計局の最新版(08年度では、07年12月推計の04～06年度データ)を用いている。

(3) 1999年度の水準比較とスイッチ確認の推定

ユーコンの1人当たり総支出ベースは、1998年度12,258ドルであり、85年度8,712ドルの1.4倍である。この13年間の倍率は、年度平均の伸び率では2.6%となる [ $1.4=12,258 \div 8,712=(1.026)^{13}$ ]。この伸び率をユーコンの1995年度1人当たり金額13,579ドルに適用すると、99年度では15,438ドル ( $=13,579 \times (1.026)^5$ ) となり、これは総北西準州の99年度15,984ドルにほぼ一致する。

他方、総北西準州のそれは、1994年度17,331ドルで85年度の10,928ドルに対して1.58倍である。この9年間の倍率は、年度平均で伸び率5.2%と算定される [ $1.58=17,331 \div 10,928=(1.052)^9$ ]。総北西準州の1994年度金額が、95年度以降もその伸び率で算定されたならば、5年後の99年度では、1.288倍の22,330ドル ( $=17,331 \times (1.052)^5$ ) となっていた。この金額は、ヌナブットの1999年度実績22,041ドルにほぼ一致する。

このように、1人当たり総支出ベースの①YN (85-94) や②GNWT (85-94) の時系列パスは、1995~98年度の削減期間を通じて「下方シフト」しただけでなく、図1の二重線のように、それぞれ99年度以降の④NWT (99-11) と⑤NT (99-11) にスイッチした可能性が高い。これら5つの時系列パスが、ダミー変数を用いて、一つの推定式で表すことができれば、その85年度初期値がスイッチしていることを確認できる。

〈前年度倍率1以上の期間：1985~94年度，1999~2011年度〉

$$(1) \log E_{it} = 0.02127 \cdot t + 3.934 + 0.1395 \text{Dum}(\text{GNWT}:85-94) + 0.1057 \text{Dum}(\text{NT}:99-11) \\ (43.6) \quad (843.0) \quad (24.0) \quad (11.3) \\ - 0.04390 \text{Dum}(\text{NWT}:99-11) - 0.1064 \text{Dum}(\text{YN}:99-11) \\ (-4.70) \quad (-11.4) \quad \text{adjR}^2 = 0.9935, N = 59$$

$$(2) \log E_{it} = 0.01928 \cdot t + 3.935 + 0.1453 \text{Dum}(\text{GNWT}:85-94, \text{NT}:99-11) \\ (73.9) \quad (837.3) \quad (32.3) \\ - 0.06818 \text{Dum}(\text{YN}:99-11) \\ (-12.2) \quad \text{adjR}^2 = 0.9912, N = 59$$

ここで、被説明変数の  $E_{it}$  は、1985~94年度と1999~2011年度のプール・データで、マイナス期間の1995~98年度のデータを除外している。また、例えば  $\text{Dum}(\text{GNWT}:85-94)$  は、1985~94年度を1、これ以外をゼロとする総北西準州のダミー変数、 $\text{Dum}(\text{GNWT}:85-94, \text{NT}:99-11)$  は総北西準州の1985~94年度とヌナブットの99~2011年度を1、これ

以外をゼロとするダミー変数である。

推定式(1)と(2)は、①YN (1985-94) をベースとして、それぞれ4つと2つの時系列パスをダミー変数で表したものである。第1に、推定式(2)のダミー変数 *Dum* (GNWT: 85-94, NT: 99-11) の係数0.1453は、推定式(1)の *Dum* (GNWT: 85-94) の0.1395と *Dum* (NT: 99-11) の0.1057にほぼ一致しているから、これらを統合したものである。したがって、②GNWT (85-94) の時系列パスは、図1の二重線のように、⑤NT (99-11) のそれにスイッチしたと考えられる。

第2に、推定式(1)の *Dum* (NWT: 99-11) の係数-0.04390は、統計的には有意であるが、定数項3.934に対して1%程度の差である。このため、推定式(2)では定数項に吸収しても、定数項が3.935と大きな変化がなかった。したがって、①YT (85-94) の時系列パスは、図1の二重線のように、④NWT (99-11) のそれにスイッチしたと考えられる。

第3に、*Dum* (YN: 99-11) の係数は、推定式(1)の-0.1064から、推定式(2)の-0.06818に絶対値で3割程度下回っている。この要因と、②GNWT (85-94) と⑤NT (99-11) の時系列パスの統合によって、推定式(1)の前年度倍率1.0502 ( $=10^{0.02127}$ ) は、推定式(2)の1.0454 ( $=10^{0.01928}$ ) に引き下げられたと考えられる。

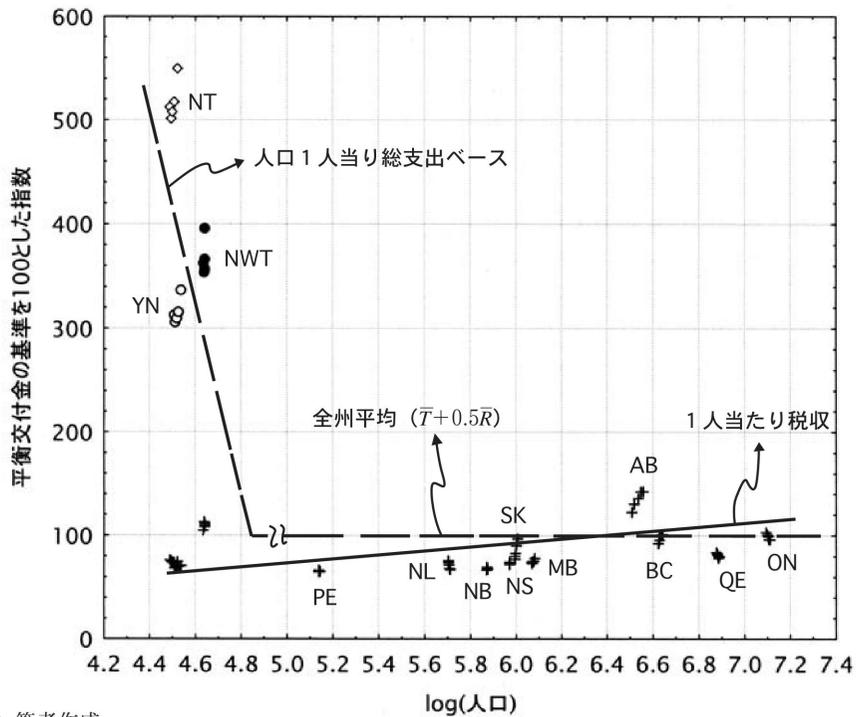
以上のように、前年度倍率が1以上の期間では、1人当たり総支出ベースが4.5~5%の伸びで算定されてきた。推定式(2)に基づくならば、時系列パス③YN (99-11) の85年度初期値の推計7,359ドル ( $=10^{3.935-0.0618}$ ) は、①YN (85-94) の実績8,712ドルに比べ、1995~98年度の削減期間を通じて15%程度引き下げられた。このユーコンの実績は、④NWT (99-11) の初期値推計8,610ドル ( $=10^{3.935}$ ) に受け継がれ、②GNWT (85-94) の実績10,929ドルは、⑤NT (99-11) の初期値推計12,030ドル ( $=10^{3.935+0.1453}$ ) に受け継がれ、時系列パスが準州間でスイッチしたと考えられる。

### 3. 準州の「規模の不経済」と各州並みの収入額

#### (1) 総支出ベースの規模の不経済

準州の総支出ベースの1985年度初期値は、82年度の実際支出を基準に決定され、その金額は、各州の同様 (comparable) の支出に比べてかなり高い。その理由は、準州が各州と同様のサービス水準を確保しようとするれば、(i)より高い費用がかかり、(ii)特殊な環境 (unique circumstances) にも配慮しなければならないから、としている (オブライエン報告 [EPETFF] 2005, 38頁)。

州間財政調整を行っている平衡交付金の基準は、2007年度改革で4税 (*T*) と50%算入



出所) 筆者作成。

図2 平衡交付金と準州交付金の構造

の天然資源 ( $R$ ) の人口1人当たり全州平均 ( $\bar{T} + 0.5\bar{R}$ ) である。これを100とすれば、準州の1人当たり総支出ベースは、図2のように、人口が3~4万人と極端に少ないから、ユーコンや北西準州は全州平均の3~4倍、ヌナブットではその5倍以上に算定されている。

したがって、準州の総支出ベースは、図2のように全州平均（水平な破線）と全く異なるため、人口規模に対して「右下がり」の破線で表される。これは、1985年度初期値が、95~99年度の間準州間でスイッチしても、各州に比べて「(i)より高い費用がかかる」として、規模の不経済が総支出ベースの算定で配慮されているのである。

## (2) 準州ごとの特殊な環境と面積要件

次に、総北西準州が1999年度に北西準州とヌナブットに分割されたとき、後者の1人当たり総支出ベースは、規模の不経済だけでなく、「(ii)特殊な環境」も考慮されたと考えられる。

例えば、ヌナブットの1人当たり総支出ベースは1999年度、人口2.68万人で22,041ドルと算定された。これは、人口4万人の北西準州の1人当たり金額15,984ドルの1.38倍 (=

22,041÷15,984)である。このような人口規模が小さいほど高く算定されるという「規模の不経済」の関係は、図2のように、2007年度以降も変化はない。

ところが、人口3万人のユーコンは、1999年度の1人当たり金額が13,201ドルで、人口がより多い北西準州の0.83倍(=13,201÷15,984)と低く設定されているため、規模の不経済による算定根拠と矛盾する。また、人口調整係数( $p$ )は、実人口が増加するほど、総支出ベースを引き上げる人口急増補正であるから、この補正係数も規模の不経済と矛盾している。

その理由には、(ii)特殊な環境として、「面積」要件が考えられる。実際、ユーコン(図2の○)、北西準州(●)、ヌナブット(◇)の面積は、それぞれ48, 135, 209万km<sup>2</sup>(日本の約6倍)と順に高くなり、1人当たり総支出ベースもこの順に高く算定されている。

このため、3準州の1人当たり総支出ベースは、2007年度改革前後で推定期間を1999~2006年度と2007~11年度に区分し、そのプール・データを人口と面積で説明すると、以下の推定結果が得られた。

〈人口1人当たり総支出ベースの規模の不経済と面積要件〉

$$(3) \quad (\text{総支出ベース/人口}) = 17,227.1 - 0.2422(\text{人口}) + 58.57(\text{面積}) + 926.1 \quad (t: 99-06\text{年度})$$

(27.0)    (-14.0)                    (38.3)                    (21.0)    N=24, adjR<sup>2</sup>=0.989

$$(4) \quad (\text{総支出ベース/人口}) = 26,687.6 - 0.3590(\text{人口}) + 83.36(\text{面積}) + 1,533.0 \quad (t: 07-11\text{年度})$$

(27.6)    (-14.3)                    (41.7)                    (16.4)    N=15, adjR<sup>2</sup>=0.994

ここで、 $t$ は、推定期間の初年度を0、次年度を1とするタイムトレンドである。

これらの推定結果は、いずれの推定期間でも、人口の係数がマイナス符号で、面積のそれがプラス符号で統計的に有意な値を示している。このように、1人当たり総支出ベースは、準州の「面積」が大きいほど高く算定される。この(ii)特殊な環境を考慮すれば、それは、人口規模が大きくなるほど低く算定される「規模の不経済」(図の右下がり破線)を確認できるのである<sup>9)</sup>。

9) 1人当たり総支出ベースを実際支出と相関させると、ユーコンと北西準州は、以下の推定式が示すように、実際支出の係数が0.436と、実際支出の4割程度が反映されている。

$$(\text{総支出ベース/人口}) = 5,950.7 + 0.436(\text{実際支出/人口}) + 4,790.5Dum \quad (NT)$$

(8.36)    (15.5)                    (9.28)                    adjR<sup>2</sup>=0.961

N=37(YN: 1994, 1996~2007, GNWT: 1994, 1996~98, NWT・NT: 1999~2007)

これに対し、ヌナブットは、他の準州に比べて、4,790ドル高く算定されている。これは1999年度に分割されたという「歴史の浅さ」に起因すると考えられる。

(3) 人口1人当たり税収の都市化による逡増傾向

収入額を算定上で引き上げるキャッチアップ係数 ( $c$ ) とキープアップ係数 ( $k$ ) は、準州の課税努力を促す「ムチ」として、1990年度から導入された。キャッチアップ係数は、各準州の実際税収に対する標準税収（全国平均税率の85%分）の割合で、その係数が1に近づくほど、各準州が課税努力を促進したことになる（補論 I.2を参照）。そのユーコンと総北西準州（1999年度以降、北西準州とヌナブット）の係数は、それぞれ1990～94年度の1.38486と1.17629から、1996～2006年度1.31526と1.03528に低下した（ただし、90年度50%、91年度75%算入で補論 I.1を参照）。この期間では、ユーコンの課税努力が北西準州に比べて不足しているが、各準州ともに、その係数が1に近づいているから、課税努力の成果が現れている。

他方、準州共通のキープアップ係数は、年度ごとで異なるが、「各州」の税率引上げ割合を努力目標としている（補論 I.2を参照）。その係数は、1990年度1.0516（5.16%伸び率）から93年度1.0931、94年度1.09225に上昇したが、96年度1.03059に低下し、2001年度以降は0.98前後と1を下回るマイナスの伸び率である。課税努力調整係数（ $=c \times k$ ）は、1に近づくキャッチアップ係数 ( $c$ ) と、1を下回るキープアップ係数 ( $k$ ) をかけたものであるから、近年になるほど、1に近づいて「ムチ」の効果が弱くなったため、2007年度改革で廃止された。

準州交付金の収入額は2007年度改革で、7税目の代表的税制（標準税収）と収入ブロックを合わせた金額の70%算入となっているが、天然資源は算入されていない。このため、準州の100%算入の収入額（留保財源控除前）は、各州の天然資源を除く4税収入 ( $T$ ) にほぼ対応する。平衡交付金の基準である人口1人当たり「全州平均」は、それに天然資源 ( $R$ ) の50%を加えた平均金額（ $=\bar{T}+0.5\bar{R}$ ）である（中井・齊藤，2011）。準州や各州の人口1人当たり税収が全州平均に対する割合は、図2のように、対数変換した人口規模に対して「右上がり」の直線で表すことができる。

実際、3準州と10州の人口1人当たり税収は、2007～11年度のプール・データで、以下のような推定結果が得られた。

〈人口1人当たり税収の都市化による逡増傾向〉

$$(5) \quad (1 \text{人当たり税収}) = 18.69 + 10.132[\log(\text{人口})] + 46.62Dum(AB, NWT) \quad \text{adj}R^2 = 0.832$$

(2.63) (8.47) \qquad (16.6) \qquad N=65(3準州と10州：2007～11)

ここで、「1人当たり税収」とは、準州100%算入の収入額や各州4税収入の1人当たり金額が、平衡交付金の基準（全州平均）に対する割合であり、*Dum*（AB, NWT）は、アルバータ（AB）州と北西準州（NWT）を1、これら以外を0とダミー変数である。

北西準州のそれは、アルバータ州と同様に、天然資源に関係する企業立地が他の準州に比べて所得税や給与税で約2倍、法人税では約5倍に引き上げるため、46.62ポイント高く、全州平均をやや上回っている。これらを例外とすれば、対数変換した人口の係数は、プラス符号で統計的に有意であるため、州税は「人口が増加するほど1人当たり税収が増える」という「都市化による逓増傾向」を確認できる。また、ユーコンやヌナブットの1人当たり税収も、人口14万人のプリンス・エドワード・アイランド（PE）州と同様に全州平均の75%程度の水準を確保しているから、準州交付金は、税源要素よりも、需要要素にウェイトを置いた財源保障型の財政調整制度と結論づけられよう。

#### IV. ヌナブット分割による構造変化

##### 1. 前年度倍率による総支出ベースと収入額の制度変化による期間区分

第1に、カナダの準州は人口3～4万人程度で、10州を対象とした平衡交付金には参加できず、準州交付金が1985年度に導入された。この準州交付金は、日本の交付税と同様に財源保障型で、総支出ベースと収入額との差額が交付される収支差方式である。ただし、総支出ベースは、行政項目別の費用を積み上げたものではなく、前年度のそれに州・地方支出の「前年度倍率」をかけた金額である。このため、1989年度までの「誕生期」は、12～18行の最も簡素な算定方式である（補論I.1を参照）。

第2に、収入額は、誕生期の自主財源が所得税と法人税だけで、連邦政府からの財政移転に大きく依存していたが、1990～2006年度の「発展期」では、権限と財源が移譲された。ところが、準州は、特定の税目を課税しなかったり、極端に低い税率をかけたりした。このため、収入額は1990年度から、全国平均税率へ近づけるキャッチアップ係数と、州税収の伸び率を努力目標とするキープアップ係数を自主財源にかけて、算定上引き上げられた。これらの係数は、課税努力しないと交付金が減少する「ムチ」の役割を果たすように導入された。他方、1995年度からの収入額は、自主財源に80%をかけた金額で、残り20%の留保財源が経済開発インセンティブとして「アメ」の役割を担っている。このため、算定ステップは、1990年代で40行、2000年代で60行と収入額を中心にやや複雑になった（表3と補論I.2～I.3を参照）。

第3に、2007年度改革による新定式配分07の「成熟期」では、前年度倍率による総支出ベースが、現金移転を除く一般財源ベースに基準改定された。他方、収入額は、それまで単年度であった基礎データを3年平均とし、7税目と収入ブロックの70%が算入される。このため、留保財源のアメは、20%から30%に引き上げられた。課税努力を促すムチのキャッチアップ係数とキープアップ係数は、その役割を終えて廃止されたので、算定方法は再び20行程度に簡素化された（補論IIを参照）。

## 2. ヌナブット分割による初期値の準州間スイッチ

総支出ベースの前年度倍率は、毎年度異なるが、各準州共通の州・地方支出倍率が太宗を占める。人口1人当たり総支出ベースの前年度倍率は、1995～98年度の削減期間を除く1985～2011年度の全期間で、約1.05倍と推計された。その前年度倍率が、各年度1.05で一定と仮定すれば、 $t$ 年度の1人当たり総支出ベース（ $E_{it}$ ）は、1985年度の初期値（ $E_{i0}$ ）に1.05の $t$ 乗をかけた金額 [ $E_{i0}(1.05)^t$ ] になる。したがって、各準州の1人当たり総支出ベースの違いは、初期値に依存する。

この初期値が、1999年度のヌナブット分割でシフトしたから、上述の期間区分の制度変化に対して「構造変化」ということができる。より具体的には、3準州のなかで最も高いヌナブットの1人当たり総支出ベースは、1985年度の初期値があったとすれば、分割前の総北西準州（GNWT）のそれを受け継いでいる。実際、ヌナブットのそれは26年後の2011年度、総北西準州の初期値を1.05の前年度倍率で伸ばした  $E_{i0}(1.05)^{26}$  にほぼ一致する。これに対し、分割後の北西準州（NWT）の初期値は、1995～98年度の削減期間に、99年度以降でユーコンのそれにスイッチするように引き下げられた。最後に、ユーコンの初期値は、1999年度以降で85年度水準を2割削減した金額に引き下げられ、3準州のなかで最も低い水準にある。

## 3. 総支出ベースの規模の不経済と収入額の都市化による増傾向

ヌナブット分割が3準州に区分されたことで、規模の不経済と面積要件が人口1人当たり総支出ベースに内在していたことが、確認できた。より具体的には、人口1人当たり総支出ベースがユーコン、北西準州、ヌナブットの順に高いのは、それぞれ48, 135, 209万 $\text{km}^2$ という面積要件に起因している。この面積要件を除外すれば、それは、統計的に人口の係数がマイナス符号であり、規模の不経済を反映してオーストラリアの北部準州と同様に、北西準州、ユーコン、ヌナブットの順に人口が少ない準州ほど高く算定されることに

なる。

他方、人口1人当たり収入額は、2007年度以降、人口増加に伴う「都市化による逡増傾向」を統計的に確認できる。ユーコンやヌナブットの1人当たり収入額は、人口が3万人程度にすぎないから、人口14万人のプリンス・エドワード・アイランド（PE）州と同様に、全州平均の75%程度の水準にとどまっている。これに対し、北西準州のそれは、人口が4万人強でより高いだけでなく、天然資源に関係する企業立地が、他の準州に比べて所得税や給与税で約2倍、法人税では約5倍に引き上げるため、全州平均をやや上回っている。

以上のように、準州交付金の収支差方式は、準州が中央政府の組織の一部と想定されているから、財源保障型として成立したと考えられる。その人口1人当たり総支出ベースの「規模の不経済」と収入額の「都市化による逡増傾向」という特徴は、日本の都道府県やオーストラリア各州の交付金算定と共通している。これらの特徴は、ヌナブット分割による3準州データで確認できた。分割された準州の総支出ベースは、分割前の最高値である総北西準州のそれを受け継いで、規模の不経済や面積要件が配慮された。ヌナブットは、わずか5.8億ドルの補償金で土地請求権を手放し、イヌイットの自治政府を手に入れた。その結果、狩猟から定住という生活パターンの激変が、無気力感やアルコール中毒などの社会問題を引き起こしているという警鐘も看過できない（吉田、1996、121頁）。だが、連邦政府は、その補償金だけでなく、準州交付金を1999年度5.2億ドルから2011年度11.7億ドルと2倍に増やして、ヌナブット分割を支えているのである。

（近畿大学教授）

（大阪学院大学教授）

〔補論 I .1〕 1980年代後半の誕生期：旧定式配分85の算定方式

(1) 「前年度倍率」方式の総支出ベースと88年度からのシーリング

総支出ベースは、1985初年度だけは「前年度ベース」(Base)が82年度に基づくが、それに州・地方支出倍率の「前年度倍率」をかけた金額がベースとなる。ユーコンの1985年度は、付表1-1 [( )内は行番号]のように、濃い網掛けの2.13億ドル(7)である。1986年度には、その金額が、薄い網掛けの前年度ベース(6)になるから、現年度ベースはこれに州・地方支出の3年平均伸び率の州・地方支出倍率1.06616(1)をかけた濃い網掛けの2.27億ドル(7)になる<sup>90</sup>。このような「前年度倍率」方式は、付表1-1のように2006年度まで継続し、「新定式配分07」の2007年度に基準改定されたが、11年度現在でも、同様の方式である。

ただし、1985年度の総支出ベースは、上述の現年度ベースに臨時交付金(One Time Payments)118万ドル(10)を加えた2.14億ドル(14)である。1986年度からは、連邦政府の移転プログラム2.3万ドル(8)が加算され、権限移譲に伴って89年度に242万ドルと100倍の伸びを示し、87年度からは連邦イニシャティブ146.2万ドル(9)が開始されている。

このような総支出ベースの増加に対し、1988年度の「GDP シーリング倍率」はその伸び率の上限(ceilling)を設けるために導入され、州・地方支出倍率とのどちらか小さい方が選択されるようになった。

1989年度の総支出ベースは、ユーコンが2.82億ドル(14)と85年度の1.3倍に増加している。ヌナブット分割前の総北西準州のそれは、付表1-2のように、1989年度8.88億ドル(14)とユーコンのその3倍に及び、85年度の6.01億ドルに対しても1.47倍の伸びを示している。両準州は、ともに同じ州・地方支出倍率が適用されるが、総北西準州は、連邦政府の移転プログラムが1989年度に9,962万ドル(8)とユーコンの41倍に及ぶため、伸び率の差が生ずるのである。

(2) 「財政移転」を含む収入額

収入額は、総支出ベースが、わが国のような特定補助金を除く一般財源ベースでないため、州税等の自主財源だけでなく、連邦政府からの現金移転も含まれることを特徴とする。例えば、ユーコンの場合、1985年度では付表1-1のように、保健・社会移転(CHST)の

<sup>90</sup> STATISTICS CANADA (1997年10月)の州・地方支出の四半期合計は、1983~86年度それぞれ105,106, 111,288, 121,148, 127,332百万ドルであるから、1984~86年度の前年度倍率は、それぞれ1.05882, 1.08860, 1.05105となり、これらの3年平均が1.06616となる〔『算定資料』(2003a)のC表1を参照〕。

付表1-1 ユーコンの準州交付金の

年 度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
I. 総支出の補正係数										
1 州・地方支出倍率：3年平均	1.07623	1.06616	1.06780	1.06325	1.07721	1.08393	1.08523	1.06890	1.03569	1.02285
2 GDP シーリング倍率：3年平均				1.08905	1.08598	1.05836	1.03364	1.01822	1.02509	1.03986
3 総支出倍率：min. [(1), (2)]				1.06325	1.07721	1.05836	1.03364	1.01822	1.02509	1.02285
4 人口調整係数：3年平均						1.00954	1.01204	1.02292	1.02098	1.00140
5 人口調整支出倍率：(3)×(4)				1.06325	1.07721	1.06846	1.04607	1.04156	1.04660	1.02428
II. 総支出ベース：標準支出										
6 前年度ベース：(7)の前年度分		213,123,095	227,223,319	242,629,060	257,975,348	277,893,625	296,918,222	310,597,245	323,505,666	338,581,030
7 現年度ベース：(6)×(5)	213,123,095	227,223,319	242,629,060	257,975,348	277,893,625	296,918,222	310,597,245	323,505,666	338,581,030	346,801,778
8 移転プログラム		23,000	24,559	26,113	2,421,206	12,352,822	13,060,374	37,569,459	53,842,661	55,149,961
9 連邦イニシアティブ			1,462,000	1,554,472	1,674,492	1,789,128	1,871,553	1,949,335	2,055,556	2,105,465
10 臨時交付金	1,182,000	1,774,000	0	0	20,000	0	0	0	385,255	506,599
11 予算カット (-)										
12 経済開発インセンティブ (-)										
13 キャップ相殺										
14 総支出ベース：(7)+…+(13)	214,305,095	229,020,319	244,115,619	259,555,932	282,009,323	311,060,172	325,529,172	363,024,460	394,864,502	404,563,803
III. 収入額										
〈カテゴリ1〉										
15 保健・社会移転 (CHST)：1996～2003年度										
16 フロアー提供分										
17 追加現金負担：1999年度予算										
18 追加現金負担：2000年8月										
19 CHST 保健補足基金										
20 CHST 基金の配分：2003年度予算										
21 CHST 基金の配分：2000年度予算										
22 CHST 基金の配分：1999年度予算										
23 現金移転計：(15)+…+(22)						24,338,228	28,239,303	30,203,150	25,964,732	27,481,216
〈控除項目〉										
24 追加現金負担：1999年度予算										
25 追加現金負担：2000年8月										
26 CHT&CST の控除額										
27 CHST 保健補足基金										
28 CHST 基金の配分：2003年度予算										
29 CHST 基金の配分：2000年度予算										
30 CHST 基金の配分：1999年度予算										
31 控除項目：1990～98年度						-5,979,852	-7,149,958	-6,943,250	-2,958,491	-3,114,817
32 CHST 現金フロアの増額										
33 純現金移転 (1985～90年度定着プログラム援助)	8,449,000	8,520,000	9,467,000	10,015,000	10,277,000	18,358,376	21,089,345	23,259,900	23,006,241	24,366,399
34 その他の移転	35,834,655	37,697,794	38,862,387	42,210,929	46,028,607					
35 控除金額										
36 その他純移転										
37 総純移転：(33)+(36)	44,283,655	46,217,794	48,329,387	52,225,929	56,305,607	18,358,376	21,089,345	23,259,900	23,006,241	24,366,399
〈カテゴリ2〉										
38 所得税	16,934,531	19,985,320	20,441,136	22,106,549	24,234,592					
39 法人税	2,035,017	1,892,399	5,395,173	3,379,772	8,442,887					
40 自主財源	18,969,548	21,877,719	25,836,309	25,486,321	32,677,479	59,115,145	57,385,896	56,204,414	68,984,800	78,999,597
41 控除額						-524,902	-682,203	2,643,478	-1,391,874	-876,692
42 税率調整後自主財源：(40)+(41)						58,590,243	56,703,693	58,847,892	67,592,926	78,122,905
43 1992年度以降の税率調整						-3,012,722	-3,123,833	-4,579,336	-12,321,397	-18,852,162
44 課税努力調整後自主財源：(42)+(43)						55,577,521	53,579,860	54,268,556	55,271,529	59,270,743
45 キャッチアップ係数 (90～94年度：87年度基準、95～96年度：92年度基準)						1.19243	1.28865	1.38486	1.38486	1.38486
46 キープアップ係数						1.05160	1.05885	1.05744	1.09351	1.09225
47 調整後自主財源：(44)×(45)×(46)						69,691,954	73,109,025	79,471,218	83,700,896	89,653,716
48 経済開発インセンティブ：(47)×20%										
49 自主財源の収入額：(47)×80%										
50 移転・連邦イニシアティブ									60,000	60,000
51 調整後移転・連邦イニシアティブ									60,000	59,853
52 経済開発インセンティブ：20%										
53 移転の収入額：(51)×80%										
〈カテゴリ3〉										
54 その他収入						985,005	834,103	980,807	485,941	494,483
55 控除額						-681,235	-547,044	-660,874	-113,889	-189,531
56 純その他収入：(54)+(55)						303,770	287,059	319,933	372,052	304,952
〈カテゴリ4〉										
57 その他収入						33,053,942	34,306,011	18,298,223	21,221,251	20,508,594
58 控除額						-24,394,466	-26,234,822	-13,024,608	-20,731,884	-17,754,804
59 純その他収入：(57)+(58)						8,659,476	8,071,189	5,273,615	489,367	2,753,790
60 収入額	63,253,203	68,095,513	74,165,696	77,712,250	88,983,086	97,013,576	102,556,618	108,324,666	107,628,556	117,138,710
IV. 準州交付金										
61 相殺前の準州交付金：(14)-(60)									287,235,946	287,425,092
62 ユーコン石油・ガス収入相殺制度									1,657,222	1,657,253
63 準州交付金：(61)+(62)	151,051,892	160,924,806	169,949,923	181,843,682	193,026,237	214,046,596	222,972,553	254,699,793	288,893,168	289,082,345
64 総額配分方式：法 (2005,c.7,s.1), (2006,c.4,s.182)										

出所 『算定資料』：Department of Finance, Canada, (2003a), *Formula Financing Quarterly*, Department

カナダ準州交付金のヌナブット分割による構造変化（中井・齊藤）

算定方式（1985～2006年度）：ドル

1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
1.00880	1.00931	0.99920	1.01013	1.03801	1.04705	1.05063	1.05197	1.04774	1.04261	1.04861	1.04683	
1.04785	1.04828	1.04410	1.04178	1.05785	1.07047	1.06275	1.05434	1.03855	1.05719	1.05677	1.03616	
1.00880	1.00931	0.99920	1.01013	1.03801	1.04705	1.05063	1.05197	1.04774	1.04261	1.04861	1.04683	
0.99594	1.00327	1.00914	0.99402	0.98490	0.97699	0.97977	0.98270	0.99131	0.99788	0.99988	0.99641	
1.00470	1.01261	1.00833	1.00409	1.02234	1.02296	1.02938	1.03377	1.03864	1.04040	1.04848	1.04307	
346,801,778	348,431,746	352,825,470	355,764,506	357,219,583	365,199,869	373,584,858	384,560,781	397,547,998	412,908,630	429,590,138	450,416,668	
348,431,746	352,825,470	355,764,506	357,219,583	365,199,869	373,584,858	384,560,781	397,547,998	412,908,630	429,590,138	450,416,668	469,816,114	
55,409,166	56,107,876	69,291,107	69,897,632	71,459,145	73,099,847	75,247,521	77,788,629	117,245,948	121,882,949	127,791,835	133,295,829	
3,164,481	3,204,385	3,231,078	3,351,679	3,682,273	3,766,818	3,877,487	4,065,768	4,228,210	4,457,482	4,673,580	4,874,871	
0	4,282,977	53,328	79,724	0	8,194,707	9,579,458	9,789,241	19,172,639	16,636,203	15,849,752	15,849,752	
0	-20,553,769	-20,724,982	-20,809,747	-21,274,637	-21,763,103	-22,402,502	-23,159,035	-24,053,900	-25,025,678	-26,238,923	-27,369,033	
-16,040,434	-16,242,704	-16,378,006	-16,444,992	-16,812,373	-17,198,385	-17,703,674	-18,301,527	-19,008,698	-19,776,649	-20,735,421	-21,628,495	
3,850,952	3,899,513	3,931,995	3,948,077	4,036,277	4,128,950	4,250,259	4,393,790	4,563,566	4,747,934	4,978,114	5,192,521	
394,815,911	383,523,748	395,169,028	397,241,957	406,290,555	423,813,693	437,409,330	452,124,265	515,056,395	532,512,380	556,735,606	580,031,560	
				16,481,000	15,576,000	14,326,000	13,370,000	13,887,000	24,465,000	29,507,000	30,816,000	
				1,560,000	1,523,000	1,456,000	1,442,000	1,446,000	0	0	0	
				0	992,000	1,942,000	2,403,000	2,411,000	0	0	0	
				0	0	2,718,000	3,460,000	4,170,000	0	0	0	
				0	0	0	0	943,000	935,000	463,000	0	
				0	971,000	474,000	463,000	455,000	0	0	0	
				2,124,000	1,074,000	541,000	0	0	0	0	0	
	20,037,687	20,848,709	19,084,366	20,165,000	20,136,000	21,457,000	21,138,000	23,312,000	26,398,000	30,987,000	30,816,000	
				0	-992,000	-1,942,000	-2,403,000	-2,411,000	0	0	0	
				0	0	-2,718,000	-3,460,000	-4,170,000	0	0	0	
				0	0	0	0	-943,000	-935,000	-463,000	0	
				0	-971,000	-474,000	-463,000	-455,000	0	0	0	
	-84,704	-3,245,927	0	-2,124,000	-1,074,000	-541,000	0	0	0	0	0	
	0	-858,000	-1,688,000	-1,560,000	-1,523,000	-1,456,000	-1,442,000	-1,446,000	0	0	0	
	19,952,983	16,744,782	17,401,366	16,481,000	15,576,000	14,326,000	13,370,000	13,887,000	24,260,448	13,930,196	13,970,422	
				276,862	299,101	406,854	500,523	503,682	455,000	455,000	455,000	
				-23,879	-30,662	-103,282	-106,021	-184,029	-105,000	-105,000	-105,000	
				252,983	268,439	303,572	394,502	319,653	350,000	350,000	350,000	
	19,952,983	16,744,782	17,401,366	16,733,983	15,844,439	14,629,572	13,764,502	14,206,653	14,610,448	14,280,196	14,320,422	
				79,500,021	78,014,696	76,657,565	76,606,219	74,844,325	70,723,510	71,198,316	69,943,956	71,855,456
				-1,088,473	-2,634,530	-2,401,320	-3,227,720	-2,718,644	-2,818,322	-1,340,706	-1,675,835	-1,330,000
				78,411,548	75,380,166	74,256,245	73,378,499	72,125,681	67,905,188	69,857,610	68,268,121	70,525,456
				-14,439,186	-13,369,980	-12,853,089	-12,857,210	-12,197,772	-10,459,334	-11,567,109	-11,379,438	-11,473,444
				63,972,362	62,010,186	61,403,156	60,521,289	59,927,909	57,445,854	58,290,501	56,888,683	59,052,012
				1,31526	1,31526	1,31526	1,31526	1,31526	1,31526	1,31526	1,31526	
				1,03059	1,01849	0,99886	1,00385	1,00387	0,97104	0,97255	0,95835	0,98876
				86,714,140	83,067,553	80,669,047	79,907,695	79,125,818	73,368,125	74,562,650	71,707,014	76,795,753
				-17,342,828	-16,613,511	-16,133,809	-15,981,539	-15,825,164	-14,673,625	-14,912,530	-14,341,403	-15,359,151
				69,371,312	66,454,042	64,535,238	63,926,156	63,300,654	58,694,500	59,650,120	57,365,611	61,436,602
				280,633	566,262	624,674	641,187	632,999	661,405	564,734	528,145	610,000
				280,399	559,383	605,220	624,333	616,370	622,981	532,724	490,920	585,033
				-56,080	-111,877	-121,044	-124,867	-123,274	-124,596	-106,545	-98,184	-117,007
				224,319	447,506	484,176	499,466	493,096	498,385	426,179	392,736	468,027
	1,215,319	824,372	559,844	32,805,758	28,832,879	27,336,326	30,479,635	43,678,008	4,975,000	4,975,000	4,975,000	
	-794,826	-363,446	-166,102	-27,309,956	-24,754,266	-23,576,493	-26,284,381	-39,387,639	-225,000	-225,000	-225,000	
	420,493	458,926	392,742	5,495,802	4,078,613	3,759,833	4,195,254	4,290,369	4,750,000	4,750,000	4,750,000	
	23,972,135	23,052,627	27,370,753									
	-19,220,980	-19,466,771	-23,211,848									
	4,751,155	3,585,856	4,158,905									
	94,720,262	87,691,113	86,973,427	86,655,407	83,716,802	77,582,290	78,036,055	76,255,369	81,265,077	91,579,912	93,232,161	
	288,975,904	288,803,485	307,477,915	310,268,530	319,635,147	340,096,891	359,827,040	374,088,210	438,801,026	451,247,303	466,799,399	
	1,657,253	0	0	0	-177,983	-4,302,692	-807,939	-465,264	-76,369	0	0	
	290,633,157	288,803,485	307,477,915	310,268,530	319,457,164	335,794,199	359,019,041	373,622,946	438,724,657	451,247,303	465,155,694	
									465,707,930	487,140,000	505,608,000	

of Finance, Canada, (2003b, 2004, 2005, 2006), *Territorial Formula Financing*, のS表より作成。

付表 1-2 総北西準州の準州交付金の算定方式 (1985~98年度): ドル

年 度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
<b>I. 総支出の補正係数</b>														
1 州・地方支出倍率: 3年平均	1.07623	1.06616	1.06780	1.06325	1.07721	1.08393	1.08523	1.06890	1.03569	1.02285	1.00880	1.00931	0.99920	1.01013
2 GDP シーリング倍率: 3年平均				1.08305	1.08598	1.05836	1.03364	1.01822	1.02509	1.03986	1.04785	1.04828	1.04410	1.04178
3 総支出倍率: min. [(1), (2)]				1.06325	1.07721	1.05836	1.03364	1.01822	1.02509	1.02285	1.00880	1.00931	0.99920	1.01013
4 人口調整係数: 3年平均						1.00627	1.01364	1.01651	1.01281	1.01067	1.01029	1.00943	1.00207	0.99412
5 人口調整支出倍率: (3)×(4)				1.06325	1.07721	1.06500	1.04774	1.03503	1.03822	1.03376	1.01918	1.01883	1.00127	1.00419
<b>II. 総支出ベース: 標準支出</b>														
6 前年度ベース: (8)の前年度分		596,864,289	636,352,830	679,497,552	722,475,772	778,258,127	828,844,905	868,413,961	898,834,502	933,187,957	964,692,382	983,195,182	1,001,708,747	1,002,980,917
7 現年度ベース: (6)×(5)	596,864,289	636,352,830	679,497,552	722,475,772	778,258,127	828,844,905	868,413,961	898,834,502	933,187,957	964,692,382	983,195,182	1,001,708,747	1,002,980,917	1,007,183,407
8 移転プログラム		3,847,000	31,418,816	85,877,443	99,621,185	130,340,554	136,563,012	141,346,814	146,770,892	151,725,877	154,907,979	183,730,826	183,964,164	185,532,520
9 連邦イニシアティブ			4,067,000	4,864,238	5,239,806	5,580,393	6,239,381	6,457,946	6,704,769	6,931,122	7,064,061	7,197,077	7,206,217	7,236,411
10 臨時交付金	4,252,000	4,671,120	295,919	2,267,034	5,270,071	374,692	0	0	0	0	16,597,552	1,000,000	2,189,375	306,760
11 予算カット (-)											0	-58,322,680	-58,396,750	-58,641,432
12 経済開発インセンティブ (-)											-35,501,438	-36,169,930	-36,215,866	-36,367,610
13 キャップ相殺											3,190,185	3,250,256	3,254,384	3,268,020
14 総支出ベース: (8)+…+(14)	601,116,289	644,870,950	715,279,287	815,484,488	888,389,189	965,140,544	1,011,216,353	1,046,639,262	1,086,663,617	1,123,349,381	1,129,453,521	1,102,394,296	1,104,982,442	1,108,518,076
<b>III. 収入額</b>														
〈カテゴリ 1〉														
15 現金移転						99,919,213	116,937,012	121,433,683	120,326,000	110,989,600		110,952,000	105,060,000	94,744,000
16 控除項目計						-54,533,309	-65,114,174	-67,595,503	-64,045,000	-53,053,662		-59,614,000	-56,750,460	-50,880,000
17 CHST 現金フロアの増額												0	-1,992,000	-3,924,000
18 純現金移転: 定着プログラム援助	18,011,000	20,419,000	20,162,000	19,827,000	19,963,000									
19 その他の移転	77,558,000	75,846,000	78,918,000	91,817,000	92,324,000									
20 総純移転	95,569,000	96,265,000	99,080,000	111,644,000	112,287,000	45,385,904	51,822,838	53,838,180	56,281,000	57,935,938		51,338,000	46,317,540	39,940,000
〈カテゴリ 2〉														
21 所得税	38,353,599	38,999,266	42,580,724	46,664,815	51,349,279							178,555,274	175,741,782	173,379,878
22 法人税	12,707,867	1,732,170	13,424,281	11,716,235	21,084,399							0	0	0
23 自主財源	51,061,466	40,731,436	56,005,005	58,381,050	72,433,678	159,590,328	169,276,143	150,599,714	155,186,093	168,879,601		178,555,274	175,741,782	173,379,878
24 控除額						-862,391	-666,666	-15,485	0	0		0	0	0
25 税率調整後自主財源: (23)+(24)						158,727,937	168,609,477	150,584,229	155,186,093	168,879,601		178,555,274	175,741,782	173,379,878
26 92年度以降の税率調整						-19,612,551	-28,095,053	-24,852,476	-32,687,039	-40,125,905		-19,954,256	-22,371,582	-22,422,571
27 課税努力調整後自主財源: (25)+(26)						139,115,386	140,514,424	125,731,753	122,499,054	128,753,696		158,601,018	153,370,200	150,957,307
28 キューアップ係数 (90~94年度: 87年度基準, 95~98年度: 92年度基準)						1.08815	1.13222	1.17629	1.17629	1.17629		1.03528	1.03528	1.03528
29 キューアップ係数						1.05160	1.05885	1.05744	1.09351	1.09225		1.03059	1.01849	0.99886
30 調整後自主財源: (27)×(28)×(29)						159,189,533	168,455,878	156,392,208	157,568,681	165,423,103		169,219,232	161,716,964	156,104,918
31 経済開発インセンティブ: (30)×20%												-33,843,846	-32,343,893	-31,220,594
32 自主財源の収入額: (30)×80%												135,375,385	129,373,571	124,883,935
[連邦イニシアティブ分]														
33 移転: 連邦イニシアティブ						66,342	115,192	110,000	217,000	205,852		2,544,000	2,876,402	3,550,000
34 調整後移転: 連邦イニシアティブ						66,342	115,192	109,854	220,502	208,478	2,706,194	2,537,827	2,835,764	3,432,438
35 経済開発インセンティブ: 20%												-507,565	-567,153	-686,488
36 移転の収入額: (34)×80%												2,030,261	2,268,611	2,745,950
〈カテゴリ 3〉														
37 その他収入						580,117	627,853	547,671	571,000	642,213				
38 控除額									-21,000	-48,434				
39 純その他収入: (37)+(38)						580,117	627,853	547,671	550,000	593,779				
〈カテゴリ 4〉														
40 その他収入						31,902,211	30,475,087	35,968,674	29,747,100	27,873,666		30,612,000	20,934,000	34,728,000
41 控除額						-19,676,910	-21,861,388	-21,680,747	-19,038,000	-21,100,892		-24,828,000	-15,359,000	-29,064,000
42 純その他収入: (40)+(41)						12,225,301	8,613,699	14,287,927	10,709,100	6,772,774		5,784,000	5,575,000	5,664,000
43 収入額	146,630,466	136,996,436	155,085,005	170,025,050	184,720,678	217,447,197	229,635,460	225,175,840	225,329,283	230,934,072		194,527,647	183,534,722	173,233,885
<b>IV. 準州交付金</b>														
44 準州交付金: (14)-(43)	454,485,823	507,874,514	560,194,282	645,458,438	703,668,511	747,693,346	781,580,893	821,463,422	861,334,334	892,415,309	906,306,667	907,866,649	921,447,720	935,284,192

出所 『算定資料』: Department of Finance, Canada, (2003a), *Formula Financing Quarterly*, Department of Finance, Canada, (2003b), *Territorial Formula Financing*, のS表より作成。

前身である定着プログラム援助 (Established Programs Financing) が0.08億ドル (33), その他の移転が0.36億ドル (34) である。これらの総純移転は, 0.44億ドル (37) に及び, 1989年度まで収入額の7割を占めている。

他方, 自主財源は, 所得税と法人税だけであり, 例えばユーコンの場合, 1985年度にはそれぞれ0.17億ドル (38), 0.02億ドル (39) で, これらを合わせた自主財源は, 0.19億ドルであるが, 89年度には0.33億ドル (40) と2倍近くに伸びている。

1989年度の収入額は, ユーコンが総純移転と自主財源を合わせた0.88億ドルで, 85年度0.63億ドル (60) の1.4倍に増加している。総北西準州のそれは, 付表1-2のように, 1989年度1.85億ドル (43) とユーコンの3倍に及ぶが, 85年度の1.46億ドルに対しては1.27倍の伸びにすぎない。

### (3) 最も簡素な算定方式の準州交付金

準州交付金の算定交付金 (Entitlement) は, 総支出ベースから収入額を引いた金額である。ユーコンの準州交付金は, 付表1-1のように1985年度の1.51億ドルから89年度1.93億ドル (63) と1.28倍に増加した。総北西準州のそれは, 付表1-2のように, ユーコンの3倍以上に及び, 1985年度の4.54億ドルから89年度7.03億ドル (44) と1.55倍でユーコンを上回る増加を示した。

このため, 1988年度にはGDPシーリング倍率が導入されたと考えられる。だが, いずれにしても, 1980年代後半の準州交付金の誕生期では, 付表1-1~1-2のようにS表の算定ステップが12~18行で, 最も簡素な算定方式と言えよう<sup>11)</sup>。

## [補論 I.2] 1990年代の発展期: 自主財源充実へのアメとムチ

### (1) 総支出ベースの人口調整倍率と財政移転

第1に, 総支出ベースの算定方法は1990年度から, 付表1-1のように, 人口調整係数 (4) が加わり, これと総支出倍率 (3) をかけた「人口調整支出倍率」(5) を伸び率として用いるようになった。人口調整係数とは, カナダ全人口の成長率に対する準州人口の成長率の3年平均であり, この調整は, 州・地方支出倍率では捉えられない人口成長率の

11) ユーコンと総北西準州の1985~98年度『算定資料』(2003a)のエクセルシートは, (i)SummaryのS表1~5で準州交付金の算定方式, (ii)DataのD表1~4で州・地方政府支出, GDPや人口のデータ, (iii)CaluculatonのC表1の人口調整支出倍率とC表2~14の87~97年度キープアップ係数, (iv)InputのI表1~2の連邦の現金移転や準州の移転収入, 連邦イニシャティブが記載されている。ちなみに, 単年度の財政力指数(=収入額÷総支出ベース)は, ユーコンが1985~89年度0.3強であり, 総北西準州は0.2強となっている。

格差を保障するために導入された。このため、人口調整係数は、規模の不経済を調整する「段階補正」ではなく、「人口急増補正」に相当している。

第2に、総支出ベースの削減要因として、GDPシーリング倍率(2)の適用は、付表1-1～1-2の網掛けのように、ユーコンと総北西準州とともに1990～93年度の4年間だけである。これら以外の年度の総支出倍率は、州・地方支出倍率が用いられている。1990年代後半では、ユーコンで約-2,000万ドル、総北西準州で約-5,800万ドル(11)の予算カットが実施された。ただし、経済開発インセンティブは、総支出ベースの削減を目的としたものではないが、1995年度のユーコンで-1,600万ドル、総北西準州で-3,600万ドル(12)の削減項目となっている。

第3に、総支出ベースの増加要因として、移転プログラムは、付表1-1のユーコンの場合、権限移譲に伴って1989年度の243万ドルから90年度に1,235万ドル(8)と5倍近く増加した。総支出ベースは、総支出倍率(3)にシーリングがかけられたが、1990年度で10.3%も伸びている。この移転プログラムは、1994年度5,515万ドル(8)とさらに4倍近く増加している。

以上の削減と増加要因によって、総支出ベースは、1990年代前半ではユーコンが3.11億ドルから4.04億ドルと30%、総北西準州が9.65億ドルから11.23億ドルと16%増加したが、90年代後半では、それぞれ4億ドル、11億ドル前後で頭打ちとなっている。

## (2) 収入額：課税努力調整係数のムチと経済開発インセンティブのアメ

収入額の第1カテゴリーは、誕生期と同じ「定着プログラム援助」(EPF：1977～95年度)を中心とする連邦政府からの総純移転である。ユーコンのそれは、付表1-1のように1989年度の0.56億ドルから90年度0.18億ドル(37)、総北西準州のそれも、付表1-2のように1.12億ドルから0.45億ドル(20)と3分の1に減少している。

残りの3分の2は、第2カテゴリーが示すように、「その他の移転」(34)が準州の自主財源として税源移譲されたと考えられる。ユーコンの1989年度の自主財源は、所得税と法人税の2税目だけであり、0.32億ドルにすぎなかったが、90年度では0.59億ドル(40)、総北西準州のそれも、0.72億ドルから1.59億ドル(23)と2倍近くに増加している。

このように税源移譲して制度上、自主財源を充実しても、準州は特定の税目を課税しなかったり、極端に低い税率をかけた。このため、キャッチアップ係数とキープアップ係数が、課税努力を促す「ムチ」の役割を果たすように導入された。

各準州で異なるキャッチアップ係数は、少なくとも5年間は同じ値で、以下のように、

各州の全国平均税率の85%を努力目標としている。

$$\text{キャッチアップ係数} = 0.85 \times (\text{全国平均税率} \times \text{課税ベース}) / \text{実際税収}$$

ここで、1990～94年度のそれは、87年度の全国平均税率を各準州の課税ベースにかけた標準税収について、その85%を各準州の実際税収で割った値である。ユーコンの係数は、付表1-1の網掛けのように1.38486（45）で、1995～2006年度では92年度の全国平均税率で1.31526に引き下げられている。総北西準州の係数は、付表1-2のように1990～94年度1.17269であったが、1995年度以降は、ヌナブットとともに1.03528に引き下げられている<sup>②</sup>。

他方、各年度で異なるキープアップ係数は、各準州で同じ値が用られ、「各州」の税率引上げ率を努力目標としている。例えば1990年度の係数は、以下のように87～89年度の累積引上げ率である。

$$\begin{aligned} \text{90年度キープアップ係数} &= \{ \Sigma (B87 \times t88) / \Sigma (B87 \times t87) \} \\ &\quad \times \{ \Sigma (B88 \times t89) / \Sigma (B88 \times t88) \} \\ &\quad \times \{ \Sigma (B89 \times t90) / \Sigma (B89 \times t89) \} \end{aligned}$$

ここで、1987年度の税率引上げ率は、各州33税目について当該年度の課税ベース（B87）に当該年度の全国平均税率（t87）をかけた標準税収（ $\Sigma (B87 \times t87)$ ）に対し、当該年度の課税ベース（B87）に「翌年度」の全国平均税率（t88）をかけた標準税収（ $\Sigma (B87 \times t88)$ ）の上昇率である。

課税努力調整係数は、キャッチアップ係数とキープアップ係数の積であり、これが1を上回るかぎり、収入額は実際税収よりも高く査定され、課税努力を促す「ムチ」の役割を果たすことになる。特に、後者のキープアップ係数は、付表1-1の（46）行のように、2000年度までは1を上回っていたが、01年度以降は1を下回るようになった。

これらの「ムチ」に対し、1995年度から留保財源を意味する経済開発インセンティブの控除が課税努力の「アメ」の役割を果たすように導入された。経済開発インセンティブは、自主財源と連邦インシヤティブの20%を収入額の対象から控除するものである。例えば1996年度のユーコンの場合、「課税努力」調整後自主財源0.867億ドル（47）の20%分〔-

② 1990と91年度はそれぞれ、1を超える比率に50%をかけて  $1.19243 [= (1.38486 - 1) \times 0.5 + 1]$ 、75%をかけて  $1.28865 [= (1.38486 - 1) \times 0.75 + 1]$  で激変緩和措置をとっている。なお、1995年度以降は、92年度の全国平均税率に改定され、その係数は2006年度まで適用される。

0.173億ドル(48)], 連邦イニシャティブ0.28億ドル(51)の20%分[-0.056億ドル(52)]が、留保財源として収入額から控除されている。特に注意すべき点は、上述したように、これに伴って総支出ベースの算定でも、ほぼ同額の経済開発インセンティブ-0.162億ドルが控除されることである。

### (3) 1990年代後半の準州交付金の抑制

1990年代前半では、付表1-1のように、ユーコンの準州交付金が2.14億ドルから2.89億ドル(63)と35%の伸び、総北西準州のそれは、7.47億ドルから8.92億ドル(44)と19%の伸びを示している。だが、1990年代後半のそれは、総支出ベースで5%の予算カットが導入され、それぞれ3億ドル、9億ドルの水準にとどまっている。ただし、1995年度は、94年度の交付金額が保証されたため、収入額の欄が空白になっている。

## [補論 I.3] 2000年代の発展期：ヌナブット分割と移行期間の総額配分

### (1) 総支出ベースの1999年度基準改定

ユーコンの総支出ベースは1999年度以降、付表1-1のように、前年度の3.57億ドル(6)に、人口調整支出倍率1.02234(5)をかけた3.65億ドル(7)をベースとする。その総支出ベースは、これまでと同様、移転プログラム0.71億ドル(8)や連邦イニシャティブ0.036億ドル(9)、キャップ相殺0.04億ドル(13)が加算され、予算カット-0.21億ドル(11)や経済開発インセンティブ-0.16億ドル(12)が減算されて、4.06億ドル(14)となる。

ところが、1999年度の北西準州とヌナブットの総支出ベースは、付表1-3のように、分割に伴う基準改定によって、それぞれ、6.45億ドルと5.91億ドル(10)に設定された。このため、ユーコンのような加算・減算のステップはなくなり、2000年度以降は、臨時交付金と保健支払いだけが加算される。

### (2) 1999年度の収入額

1999~2006年度の収入額は、現金移転、自主財源、その他の3つのカテゴリーに区分されている。第1に、連邦の現金純移転は、一見すると複雑になったように見える。だが、保健・社会移転(CHST)は、フロア提供分(12)やCHST基金の配分(22)を加えているが、控除項目のフロア提供分(32)やCHST基金の配分(30)で同額が控除される。ユーコンのそれは、付表1-1の網掛けのように、1999年度0.164億ドル(15)で、純現金移転(33)に等しく、他の準州も、付表1-3のように同じである。ただし、2004年度か

ら保健・社会移転は、保健移転（CHT）と社会移転（CST）に分離されるから、純現金移転は、保健・社会移転から、保健移転と社会移転を控除した金額となる。

第2に、ユーコンの自主財源は、実額（40）から税率調整の控除額（41）を引いて「税率調整後自主財源」（42）を得ているが、ヌナブットと分割後の北西準州は、このような調整はしていない。ただし、「92年度以降の税率調整」（43）は、3準州とも行っており、これを控除して「課税努力」調整後自主財源（44）を算定している。これにキャッチアップ係数とキープアップ係数をかけて、調整後自主財源（47）を算出し、経済開発インセンティブの20%分を控除して、自主財源の収入額を算出している。

第3に、第3カテゴリーは、1999年度から第4カテゴリーを統合して簡素化された。

### (3) 準州交付金の収支差方式と総額配分

準州交付金は、2003年度まで総支出ベースと収入額の収支差方式で算定されてきた。ただし、2004～06年度は、新定式配分07への移行期間として、法（2005,c.7,s.1）や法（2006,c.4,s.182）で総額配分の金額が規定されている。

#### 【補論Ⅱ】新定式配分07の成熟期：2007年度の算定方法

##### (1) 財源を積上げた総支出ベース

「新定式配分07」の算定は、2008年度以降を本文中に示しているが、その基準となる2007年度の算定方法は、それと異なる。特に、2007年度の総支出ベースは、「旧定式配分」の州・地方支出をベースとしたものではなく、前年度の収入面から財源を積み上げた金額である。

例えば、ユーコンの2006年度「改定総支出ベース」は、付表2のように、第1に法定交付金5.05億ドル（1）が大部分を占め、これは05年度交付金総額を3.5%で伸した20.7億ドルをその交付金シェアで配分された金額である [法（2006,c.4, s.182）4.92（1.1）項]。第2に、オプライエン報告（EPETF, 2005）で勧告された7税目の代表税制が0.798億ドル（6）、収入ブロックが0.54億ドル（8）が加算される [法（2007,c.29,s.62）4.(1)項(a)文]。第3に2006年度法定交付金に対して、データ調整分0.0847億ドル（3）が加算される。

これに対し、第1に2006年度の調整分として、法人税と権限移譲分-0.0229億ドル（2）や維持補修費-0.125億ドル（4）、土地請求権と自治政府（Land Claims and Self-Government）-11.9万ドルが控除される。第2に7税目の代表税制と収入ブロックは、それぞれ留保財源を意味する30%の「経済開発インセンティブ控除」-0.240億ドル（7）、-

付表1-3 北西準州とヌナポトの準州交

準州	北西準州						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
<b>I. 総支出の補正係数</b>							
1 州・地方支出倍率：3年平均	1.03801	1.04705	1.05063	1.05197	1.04774	1.04261	1.04861
2 GDP シーリング倍率：3年平均	1.05785	1.07047	1.06275	1.05434	1.03855	1.05713	1.05677
3 総支出倍率：min. [(1), (2)]	1.03801	1.04705	1.05063	1.05197	1.04774	1.04261	1.04861
4 人口調整係数：3年平均	0.98252	0.98236	0.99070	0.99637	1.00356	1.00610	1.00240
5 人口調整支出倍率：(3)×(4)	1.01987	1.02858	1.04086	1.04815	1.05147	1.04897	1.05113
<b>II. 総支出ベース：標準支出</b>							
6 前年度ベース：(8)の前年度分		645,323,197	663,766,534	690,888,035	724,154,294	761,426,515	798,713,572
7 現年度ベース：(6)×(5)		663,766,534	690,888,035	724,154,294	761,426,515	798,713,572	839,551,796
8 臨時交付金		12,839,586	13,893,209	15,397,245	17,011,108	18,340,573	18,752,774
9 保健支払い (Nurses Pay Equity)	4,498,648	984,525	1,024,753	1,074,095	1,129,379	1,184,685	1,245,258
10 総支出ベース：(6)+(8)+(9)	649,821,845	677,590,645	705,805,997	740,625,633	779,567,002	818,238,830	859,549,829
保健支払いを除く総支出ベース	645,323,197						
<b>III. 収入額</b>							
〈カテゴリ-1〉							
11 保健・社会移転 (CHST)	4,213,000	0	9,094,000	8,924,000	9,668,000	27,472,000	32,698,000
12 フロア-提供分	2,072,000	0	1,970,000	1,980,000	1,999,000	0	0
13 追加現金負担：1999年度予算	0	1,320,000	2,627,000	3,300,000	3,331,000	0	0
14 追加現金負担：2000年8月	0	0	3,678,000	4,751,000	5,763,000	0	0
15 CHST 保健補足基金						1,328,000	1,333,000
16 CHST 基金の配分：2003年度予算	0	0	0	0	1,315,000	1,315,000	658,000
17 CHST 基金の配分：2000年度予算	0	1,373,000	692,000	699,000	707,000	0	0
18 CHST 基金の配分：1999年度予算	2,732,000	1,371,000	690,000	0	0	0	0
19 現金移転計：(11)+…+(18)	9,017,000	4,064,000	18,751,000	19,654,000	22,783,000	30,115,000	34,689,000
〈控除項目〉							
20 追加現金負担：1999年度予算	0	-1,320,000	-2,627,000	-3,300,000	-3,331,000	0	0
21 追加現金負担：2000年8月	0	0	-3,678,000	-4,751,000	-5,763,000	0	0
22 CHT&CST の控除額						-14,163,778	-21,650,500
23 CHST 保健補足基金						-1,328,000	-1,333,000
24 CHST 基金の配分：2003年度予算	0	0	0	0	-1,315,000	-1,315,000	-658,000
25 CHST 基金の配分：2000年度予算	0	-1,373,000	-692,000	-699,000	-707,000	0	0
26 CHST 基金の配分：1999年度予算	-2,732,000	-1,371,000	-690,000	0	0	0	0
27 CHST 現金フロアの増額	-2,072,000	0	-1,970,000	-1,980,000	-1,999,000	0	0
28 純現金移転：(19)-[(20)+…+(27)]	4,213,000	0	9,094,000	8,924,000	9,668,000	13,308,222	11,047,500
29 その他の移転	36,685,000	34,061,875	29,299,218	30,468,859	39,856,817	45,399,714	39,569,000
30 控除金額	-35,101,000	-32,373,140	-27,868,746	-28,512,586	-37,932,366	-43,142,581	-37,798,173
31 その他純移転	1,584,000	1,488,735	1,430,472	1,956,273	1,924,451	2,257,133	1,770,825
32 総純移転：(28)+(31)	5,797,000	1,488,735	10,524,472	10,880,273	11,592,451	15,565,355	12,818,325
〈カテゴリ-2〉							
33 自主財源	200,758,054	500,172,755	201,640,443	176,275,420	154,105,962	183,561,811	232,065,136
34 控除額	0	0	0	0	0	0	0
35 税率調整後自主財源：(33)-(34)	200,758,054	500,172,755	201,640,443	176,275,420	154,105,962	183,561,811	232,065,136
36 92年度以降の税率調整	-25,990,936	-69,962,035	-27,341,439	-17,291,067	-18,533,426	-30,520,970	-47,440,734
37 課税努力調整後自主財源：(35)-(36)	174,767,118	430,210,720	174,299,003	158,984,353	135,572,536	153,040,841	184,624,402
38 キャッチアップ係数	1.03528	1.03528	1.03528	1.03528	1.03528	1.03528	1.03528
39 キーアップ係数	1.00385	1.00387	0.97104	0.97255	0.95835	0.98376	0.98315
40 調整後自主財源：(37)×(38)×(39)	181,629,493	447,112,208	173,222,490	160,075,235	134,509,727	156,659,255	187,917,276
41 経済開発インセンティブ：(40)×20%	-36,325,899	-89,422,442	-35,044,498	-32,015,047	-26,901,945	-31,331,851	-37,583,455
42 自主財源の収入額：(40)×80%	145,303,595	357,689,766	140,177,992	128,060,188	107,607,782	125,327,404	150,333,821
42 移転・連邦イニシアティブ	0	0	0	0	0	0	0
43 調整後移転・連邦イニシアティブ	1,907,401	1,870,513	1,810,393	1,932,498	2,091,735	1,980,627	1,969,391
44 経済開発インセンティブ：(43)×20%	-381,480	-374,103	-362,079	-386,500	-418,347	-396,125	-393,878
45 移転の収入額：(43)×80%	1,525,921	1,496,410	1,448,314	1,545,998	1,673,388	1,584,502	1,575,513
〈カテゴリ-3, 4〉							
46 その他収入	15,178,761	33,478,905	18,445,139	28,316,875	34,256,570	40,211,023	62,064,657
47 控除額	-11,007,761	-26,635,636	-10,510,579	-19,307,294	-26,160,202	-22,335,229	-45,604,000
48 純その他収入：(46)-(47)	4,171,000	6,823,269	7,934,561	9,009,581	8,096,368	17,655,794	16,460,657
49 収入額：(32)+(42)+(45)+(48)	156,797,516	367,498,181	160,085,339	149,496,040	128,969,989	160,133,054	181,188,316
<b>IV. 準州交付金</b>							
50 準州交付金：(10)-(55)	493,024,330	310,092,464	545,720,858	591,129,594	650,597,013	658,105,776	678,361,512
51 総額配分方式：法 (2005,c.7,s.1), (2006,c.4,s.182)						678,442,202	714,030,000

出所『算定資料』: Department of Finance, Canada, (2003b~06), *Territorial Formula Financing*,

カナダ準州交付金のヌナブット分割による構造変化（中井・齊藤）

付金の算定方式（1999～2006年度）：ドル

2006	ヌ ナ ブ ッ ト							
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
1.04683	1.03801	1.04705	1.05063	1.05197	1.04774	1.04261	1.04861	1.04683
1.03616	1.05785	1.07047	1.06275	1.05434	1.03855	1.05713	1.05677	1.03616
1.04683	1.03801	1.04705	1.05063	1.05197	1.04774	1.04261	1.04861	1.04683
1.00135	1.00588	1.01166	1.01205	1.01264	1.00915	1.00785	1.00483	1.00219
1.04824	1.04411	1.05926	1.06329	1.06527	1.05733	1.05079	1.05367	1.04912
839,551,796		587,572,743	622,392,304	661,783,513	704,978,122	745,394,518	783,253,106	825,290,300
880,051,775	587,572,743	622,392,304	661,783,513	704,978,122	745,394,518	783,253,106	825,290,300	865,828,559
18,752,774		6,557,893	8,574,864	9,381,162	10,241,921	11,108,311	11,849,423	11,849,423
1,306,425	3,601,845	826,885	879,219	936,606	990,302	1,040,599	1,096,448	1,149,341
900,110,974	591,174,588	639,814,748	681,910,546	726,665,464	768,648,133	808,033,975	851,546,086	892,791,022
34,676,000	18,294,000	18,299,000	14,886,000	13,863,000	15,051,000	25,543,000	31,005,000	32,550,000
0	1,468,000	1,466,000	1,358,000	1,370,000	1,380,000	0	0	0
0	0	894,000	1,810,000	2,284,000	2,300,000	0	0	0
0	0	0	2,534,000	3,289,000	3,979,000	0	0	0
0	0	0	0	0	917,000	922,000	464,000	0
0	0	898,000	455,000	461,000	467,000	0	0	0
0	1,752,000	879,000	442,000	0	0	0	0	0
34,676,000	21,514,000	22,436,000	21,485,000	21,267,000	24,094,000	27,407,000	32,426,000	32,550,000
0	0	-894,000	-1,810,000	-2,284,000	-2,300,000	0	0	0
0	0	0	-2,534,000	-3,289,000	-3,979,000	0	0	0
-23,666,816						-9,772,234	-15,036,271	-16,304,675
0						-942,000	-957,000	0
0	0	0	0	0	-917,000	-922,000	-464,000	0
0	0	-898,000	-455,000	-461,000	-467,000	0	0	0
0	-1,752,000	-879,000	-442,000	0	0	0	0	0
0	-1,468,000	-1,466,000	-1,358,000	-1,370,000	-1,380,000	0	0	0
11,009,184	18,294,000	18,299,000	14,886,000	13,863,000	15,051,000	15,770,766	15,968,729	16,245,325
39,569,000	32,752,000	31,372,000	25,451,000	25,553,391	24,625,000	24,625,000	24,625,000	24,625,000
-37,798,175	-29,948,000	-30,656,000	-25,172,000	-25,341,381	-22,728,000	-21,061,044	-15,313,729	-15,313,729
1,770,825	2,804,000	716,000	279,000	212,010	1,897,000	3,563,956	9,311,271	9,311,271
12,780,009	21,098,000	19,015,000	15,165,000	14,075,010	16,948,000	19,334,722	20,280,000	25,556,597
219,805,136	57,797,037	62,333,670	68,500,863	59,698,264	59,415,458	59,708,288	74,689,325	62,101,325
0	0	0	0	0	0	0	0	0
219,805,136	57,797,037	62,333,670	68,500,863	59,698,264	59,415,458	59,708,288	74,689,325	62,101,325
-42,852,609	-4,999,849	-5,221,220	-9,201,113	785,299	3,037,393	2,527,411	-6,339,397	9,284,403
176,952,437	52,797,187	57,112,449	59,299,750	60,483,563	62,452,851	62,235,699	68,349,928	71,385,728
1.03528	1.03528	1.03528	1.03528	1.03528	1.03528	1.03528	1.03528	1.03528
0.97223	1.00385	1.00387	0.97104	0.97255	0.95835	0.98876	0.98315	0.97223
178,107,985	54,870,313	59,356,199	59,613,937	60,898,575	61,963,257	63,707,165	69,568,985	71,851,896
-35,621,597	-10,974,063	-11,871,240	-11,922,787	-12,179,715	-12,392,651	-12,741,433	-13,913,797	-14,370,379
142,486,388	43,896,250	47,484,959	47,691,150	48,718,860	49,570,606	50,965,732	55,655,188	57,481,517
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,947,518	1,136,959	1,253,596	1,212,600	1,214,496	1,196,759	1,234,796	1,227,732	1,214,096
-389,504	-227,392	-250,719	-242,520	-242,899	-239,352	-246,947	-245,546	-242,819
1,558,015	909,567	1,002,877	970,080	971,597	957,407	987,789	982,185	971,277
62,064,657	8,207,754	10,847,541	5,416,000	4,401,350	4,817,000	4,817,000	4,817,000	4,817,000
-45,604,000	-3,267,754	-4,590,541	-631,000	-399,260	-354,000	-354,000	-354,000	-354,000
16,460,657	4,940,000	6,257,000	4,785,000	4,002,090	4,463,000	4,463,000	4,463,000	4,463,000
173,285,069	70,843,817	73,759,836	68,611,230	67,767,557	71,939,013	75,751,243	86,380,374	88,472,391
726,825,906	520,330,770	566,054,912	613,299,317	658,897,908	696,709,120	732,282,731	765,165,713	804,318,631
739,414,000						755,849,868	798,830,000	824,978,000

のS表2, S表3より作成。

付表2 2007年度の準州

準 州 年 度	ユ ー コ ン								
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2002	2003	
<b>I. 総支出ベース</b>									
1	2006年度の新フレーム（総額配分）交付金：(2006,c.4,s.182) 4.92 (1.1) 項						505,607,850		
2	2006年度調整：法人税と権限移譲						-2,289,892		
3	データ調整						8,474,678		
4	06年度維持補修費：(2007,c.29,s.62) 4.(1)項「維持補修費」(a)文						-12,471,453		
5	土地請求権と自治政府						-118,996		
6	オフライン報告：7税目の代表的税制						79,845,000		
7	経済開発インセンティブ控除：(6)×30%						-23,953,500		
8	収入ブロック						54,530,841		
9	経済開発インセンティブ控除：(8)×30%						-16,359,252		
10	改定総支出ベース：(1)+…+(9)						593,265,276		
11	人口調整支出倍率：2006年度10月						1.05209		
12	2年前人口調整支出倍率：04年度10月							1.05209	
13	人口調整後総支出ベース：(10)×(12)							624,168,464	
14	維持補修費						12,471,453	12,942,832	
15	総支出ベース合計：(13)+(14)						605,736,729	637,111,296	
<b>II.1 7税目代表税制の収入額</b>									
16	39,697,000	40,444,000	43,863,000	48,016,000			79,664,000	87,641,000	
17	7,815,000	8,057,000	4,244,000	8,200,000			47,091,000	42,214,000	
18	6,624,000	5,163,000	6,007,000	6,167,000			9,657,000	6,994,000	
19	9,191,000	9,174,000	8,724,000	8,706,000			6,286,000	6,546,000	
20	4,325,000	3,793,000	3,876,000	3,983,000			2,719,000	2,558,000	
21	6,447,000	6,888,000	7,646,000	8,051,000			7,718,000	7,440,000	
22	6,049,000	5,731,000	5,777,000	6,411,000			13,925,000	14,359,000	
23	80,148,000	79,250,000	80,137,000	89,534,000			167,060,000	167,752,000	
24	2年前3年平均						79,845,000	82,973,667	
25	2年前3年平均の移行						79,845,000	82,973,667	
26	経済開発インセンティブ控除：(25)×30%						-23,953,500	-24,892,100	
27	7税目代表的税制の収入額：(25)×70%						55,891,500	58,081,567	
<b>II.2 収入ブロックの収入額</b>									
28	0	0	0				0	0	
29	0	0	0				0	0	
30	1,446,000	1,286,000	1,286,000				1,431,000	1,494,000	
31	1,849,000	1,646,000	1,646,000				2,081,000	1,751,000	
32	0	0	0				0	0	
33	1,185,000	1,340,000	1,378,282				2,348,000	2,880,000	
34	19,988,000	20,939,000	20,939,000				38,116,000	42,168,000	
35	1,621,000	1,712,000	1,712,000				2,851,000	2,809,000	
36	0	0	0				0	0	
37	21,943,000	27,896,000	27,896,000				48,657,000	59,938,000	
38	186,000	25,000	5,673,242				221,000	76,000	
39	48,218,000	54,844,000	60,530,524				95,705,000	111,116,000	
40	2年前3年平均						54,530,841		
41	前年度倍率：1.02						1.02		
42	現年度の収入ブロックの合計						55,621,458		
43	2年前3年平均の移行						54,530,841	55,621,458	
44	経済開発インセンティブ控除						-16,359,252	-16,686,437	
45	収入ブロックの収入額						38,171,589	38,935,021	
<b>III. 準州交付金</b>									
46	算定交付金：(15)-(27)-(45)						511,673,640	540,094,709	
47	準州交付金の確定額：四捨五入							540,095,000	

出所)『算定資料』: Department of Finance, Canada, (2007), *Territorial Formula Financing*, より

カナダ準州交付金のヌナブット分割による構造変化（中井・齊藤）

交付金の算定方式：ドル

北 西 準 州				ヌ ナ ブ ッ ト					
2004	2005	2006	2007	2002	2003	2004	2005	2006	2007
		739,414,350						824,977,800	
		-685,754						2,975,647	
		13,954,271						13,530,974	
		-18,340,573						-11,108,311	
		161,682,667						54,967,667	
		-48,504,800						-16,490,300	
		107,538,446						89,338,774	
		-32,261,534						-26,801,632	
		922,797,073						931,390,618	
	1.05038			1.06527	1.06115	1.05157	1.05636		
			1.05038						1.05636
			969,287,590						983,883,794
		18,340,573	18,851,894					11,108,311	12,359,334
		941,137,646	988,139,484					942,498,929	996,243,128
84,661,000	92,641,000			36,422,000	34,650,000	36,269,000	39,687,000		
24,416,000	73,233,000			6,311,000	5,935,000	4,156,000	6,437,000		
9,250,000	9,127,000			6,651,000	6,007,000	6,962,000	7,186,000		
6,526,000	6,511,000			1,825,000	1,798,000	1,888,000	1,883,000		
2,727,000	2,803,000			138,000	140,000	135,000	139,000		
8,332,000	8,771,000			575,000	601,000	606,000	631,000		
14,324,000	16,101,000			4,426,000	4,703,000	4,705,000	5,210,000		
150,236,000	209,187,000			56,348,000	53,834,000	54,721,000	61,173,000		
161,682,667	175,725,000					54,967,667	56,576,000		
		161,682,667	175,725,000					54,967,667	56,576,000
		-48,504,800	-52,717,500					-16,490,300	-16,972,800
		113,177,867	123,007,500					38,477,367	39,603,200
0				0	0	0			
0				0	0	0			
1,494,000				7,000	9,000	9,000			
1,751,000				8,000	9,000	9,000			
0				0	0	0			
2,869,000				324,000	617,000	331,000			
42,168,000				8,329,000	8,421,000	8,421,000			
2,809,000				0	0	0			
0				0	0	0			
59,938,000				71,135,000	84,465,000	84,465,000			
4,765,339				0	0	1,457,322			
115,794,339				79,803,000	93,521,000	94,692,322			
107,538,446						89,338,774			
	1.02						1.02		
	109,689,215						91,125,549		
		107,538,446	109,689,215					89,338,774	91,125,549
		-32,261,534	-32,906,765					-26,801,632	-27,337,665
		75,276,912	76,782,451					62,537,142	63,787,885
		752,682,867	788,349,533					841,484,421	892,852,043
			788,350,000						892,852,000

作成。

0.164億ドル（9）を控除して、改定総支出ベースは、2006年度5.93億ドル（10）と算定された。第3に2007年度の総支出ベースは、06年度の改定総支出ベースに2年前の人口調整支出倍率1.05209（12）をかけた6.24億ドル（13）となり、これに07年度の維持補修費0.13億ドル（14）を加えた6.37億ドル（15）となる。

### （2） 7税目の代表税制と収入ブロックの収入額

旧定式配分の収入額は2006年度まで、保健移転や社会移転の連邦政府の現金移転を財力に加えていた。だが、2007年度の総支出ベースが、準州交付金などの収入面の財源を積み上げたから、それらの現金移転を収入額に加える必要がなくなった。このため、7税目の代表税制と収入ブロックの7割が収入額となる。

7税目の代表税制とは、本文の2008年度以降と同じであるが、7税目の合計金額について03～05年度の2年前3年平均が、07年度の代表税制0.83億ドル（25）とされた。この収入額は、それから3割の経済開発インセンティブ控除－0.249億ドル（26）を引いた0.58億ドル（27）である。

他方、2006年度の収入ブロックは、02～04年度の3年平均が0.545億ドルと算定され、07年度のそれは、1.02倍した0.556億ドル（42）である。その収入額は、それから3割の経済開発インセンティブ控除－0.167億ドル（44）を引いた0.39億ドル（45）となる。その結果、7税目の代表税制と収入ブロックを合わせた収入額は、0.97億ドルとなる。

### （3） 収支差方式の準州交付金

「新定式配分07」の準州交付金も、従来と同じ収支差方式で、ユーコンの場合、2007年度では総支出ベースと収入額の差額5.40億ドル（ $=6.37-0.97$ ）が交付される。

## 参 考 文 献

- 〔1〕 池上岳彦（2010）「カナダにおける政府間財源移転の特徴と改革—連邦・州間の財政調整的移転を中心に—」『会計検査研究』、第42号、89-106。
- 〔2〕 伊東弘文（1989）「連邦・州間財政調整をめぐる憲法紛争の発生と解決」（原田溥・津守常弘編著『現代西ドイツの企業経営と公共政策』九州大学出版会、183-246）。
- 〔3〕 岩崎美紀子（2002）『行政改革と財政再建～カナダはなぜ改革に成功したのか』お茶の水書房。
- 〔4〕 大浦一郎（1987）『オーストラリア財政論』文眞堂。
- 〔5〕 北畠 霞（1997）「カナダのイヌイットとヌナブット準州創設」『外国学研究』（神戸市外国語大学外国学研究所）第38号、103-120。

- [6] 中井英雄（2007）『地方財政学—公民連携の限界責任—』有斐閣。
- [7] 中井英雄（2012）「州間財政調整制度の国際比較—大らかな基準による限界責任の発揮—」『地方財政』4月号，地方財務協会。
- [8] 中井英雄・伊東弘文・齊藤慎（2009）「戦後60年間のドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史—第3期内の基準法による算定の簡素化と税源涵養インセンティブ—」『大阪大学経済学』59巻3号，15-41。
- [9] 中井英雄・花井清人・齊藤慎（2010a）「オーストラリア州間財政調整と先住民への全体責任—財源保障型の相対係数による協調的連邦主義—」『生駒経済論叢』（近畿大学）第7巻第2・3号，1-37。
- [10] 中井英雄・齊藤慎・堀場勇夫・戸谷裕之 [2010b] 『新しい地方財政論』有斐閣。
- [11] 中井英雄・齊藤慎（2011）「カナダ平衡交付金「改革」の政策誘導効果—2004~11年度の「補完的」制度論アプローチ—」『生駒経済論叢』（近畿大学）第9巻第1号，27-95。
- [12] 中村 英（2001）「カナダ」（樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集 第4版』三省堂）。
- [13] 山崎由希子，J. Tremblay，石田三成（2006）「第3章 カナダにおける国と地方の役割分担」（財務省財務総合研究所『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』133-214）。
- [14] 吉田健正（1996）「カナダ北極『ヌナブット準州』創設」『経済往来』2月号，114-122。
- [15] Canada Tax Foundation（1988, 1992）, *Provincial and Municipal Finances* 1987（1991）, Toronto.
- [16] Canada Tax Foundation（1990-94）, *The National Finances* 1990（1994）, Toronto.
- [17] Council of the Federation, Advisory Panel on Fiscal Imbalance [COF-APFI]（2006）, *Reconciling the Irreconcilable: Addressing Canada's Fiscal Imbalance*,（March）.
- [18] Department of Finance, Canada（1998-2011）, *Federal Transfer to Provinces and Territories*, ([http://collection.nlc.ca/100/201/301/fed\\_tras-ef/Eng/1998/fedpro-e.html](http://collection.nlc.ca/100/201/301/fed_tras-ef/Eng/1998/fedpro-e.html)) (<http://www.fin.gc.ca/FEDPROV/mtpe.html>).
- [19] Department of Finance, GNWT [財務省メモ]（2002）, *Description of Current Formula Financing Arrangements*, Oct..
- [20] Eglington P. and L. Voytilla,（2011）, *Report re Fiscal and Self-Government Issues in Connection with Devolution: Final Report Prepared for Richard Nerysoo*, President Gwich'in Tribal Council Inuvik, Feb. 5.
- [21] Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing [EPETFF, O'Brien Report]（2005）, *Key Issues for the Review of Equalization and Territorial Formula Financing*.
- [22] Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing [EPETFF]（2006a）, *Achieving a National Purpose: Putting Equalization Back on Track*,（May）.
- [23] Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing [EPETFF]（2006b）, *Achieving a National Purpose: Improving Territorial Formula Financing and Strengthening Canada's Territories*,（May）.
- [24] Gusen, P.（2005）, *Territorial Formula Financing: Reform Option*, May.
- [25] Rayner, J.（2001）, *Fiscal Relations between the Federal and Territorial Governments in Canada: a Comprehensive Overview*, March.
- [26] Slack, Enid（2005）, *Territorial Formula Financing: Prepared for the Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing*, Enid Slack Consulting Inc., August 8.
- [27] Statistics Canada（1998-2007）, *Public Sector Statistics* 1998-1999（2007-2008）,

Ottawa: Minister of Industry.

- [28] The Department of Finance, Nunavut, the Northwest Territories, Yukon (2005), *Joint Territorial Submission to the Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing*, June 29.
- [29] Treff, Karin and Ted Cook (1995), *Finances of the Nation 1995: A review of expenditures and revenues of the federal, provincial, and local governments of Canada*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- [30] Treff, Karin and David B. Perry (1996–2007), *Finances of the Nation 1996 (2007): A review of expenditures and revenues of the federal, provincial, and local governments of Canada*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- [31] Treff, Karin and Deborah Ort (2008–2010), *Finances of the Nation 2008 (2010): A review of expenditures and revenues of the federal, provincial, and local governments of Canada*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- [32] Zuker, Richard C. and T. Russell Robinson (2005), *Fixing Territorial Formula Financing Prepared for: The Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing*, July.

関連法令：法務省検索サイト <http://laws.justice.gc.ca/eng/AdvancedSearch>

Department of Justice, Canada, (各年版), *Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act*, [連邦・州間財政調整法], (2005,c.7,s.1), (2006,c.4,s.182), (2007,c.29,s.62), (2009,c.2,s.383).

Department of Justice, Canada, (2000,2007), *Federal-Provincial Fiscal Arrangements Regulations*, [連邦・州間財政調整規則] (SOR/2007-303).

『算定資料』：(.xls) はエクセル・ファイル

1) 1985～98年度

Department of Finance, Canada, (2003a), *Formula Financing Quarterly*, October (.xls).

2) 1999～2006年度

Department of Finance, Canada, (2003b, 2004, 2005), *Territorial Formula Financing, 1999-2000, 2000-2001, 2001-2002 Final Estimate*, October, April, February, (.xls).

Department of Finance, Canada, (2006a, 2006b, 2006c, 2006d), *Territorial Formula Financing, 2003-2004, 2004-2005, 2005-2006, 2006-2007 Estimate*, March, (.xls).

3) 2007～11年度

Department of Finance, Canada, (2007, 2008, 2009, 2010), *Territorial Formula Financing, 2008-09, 2009-10, 2010-11, 2011-12 Grant Calculations—December*, (.xls).